

1. 令和3年第1回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

令和3年3月18日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	本田 教 治	2番	長岡 文 男
3番	田代 まさよ	4番	田中 義 久
5番	蓑島 もとみ	6番	三島 一 貴
7番	森藤 文 男	8番	原 喜与美
9番	野田 勝 彦	10番	山川 直 保
11番	田中 やすひさ	12番	森 喜 人
13番	田代 はつ江	14番	兼山 悌 孝
15番	尾村 忠 雄	16番	渡辺 友 三
17番	清水 敏 夫	18番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	日置 美 晴
総 務 部 長	古 田 年 久	市長公室付部長	河 合 保 隆
健康福祉部長	和 田 美江子	農林水産部長	五味川 康 浩
商工観光部長	可 児 俊 行	建 設 部 長	小酒井 章 義
環境水道部長	猪 俣 浩 已	教 育 次 長	佃 良 之
代表監査委員	大 坪 博 之		

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会議務局長 大坪 一久

議会議務局長 三島 栄志
議会議務局長
議会議務局長
議会議務局長

議会議務局長 岩田 亨一
議会議務局長
議会議務局長
議会議務局長

◎開議の宣告

○議長（山川直保君） おはようございます。議員各位には出務御苦労さまです。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してありますので、お願いいたします。

なお、昨日も申し上げましたが、一般質問におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、議場内の人数を減らすため、約半数の議員においては別室で一般質問を視聴することとし、答弁する執行部につきましても答弁に関係のある部長のみの出席といたしましたので、御理解をお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山川直保君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には17番 清水敏夫君、18番 美谷添生君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（山川直保君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 清 水 敏 夫 君

○議長（山川直保君） それでは、17番 清水敏夫君の質問を許可します。

17番 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） おはようございます。2日目のトップバッターに指名をいただきましてありがとうございます。議長の許可を得ましたので、17番 清水敏夫ですが、一般質問、今日は3点を用意させていただきましたので、これから質問に入らせていただきます。

今日は、3点とも明宝地域の話題を中心をお願いしたいというふうに思っておりますが、合併してそれぞれの町村頑張っていますけれども、なかなか明宝地域も人口減少、過疎化に歯止めがかからないという状況の中ですけれども、必死になってそれぞれの活動をしっかりともらいますので、そんなことも含めて、今日は市長さん以下の御意見を頂きたいというふうに思います。

まず初めに、新型コロナが1年終えてもなかなか収束の出口が見えないというふうな状況の中ですけども、それぞれ鋭意、特に医療関係者を中心に御尽力いただいておりますことにつきまして、心からお礼を申し上げたいと思います。

新しい日常って何やろうと思っていたら、マスクとか、あるいは消毒であるとか、あるいは3密を避けるとかいうふうなことが、これが本当に日常化してくるのかなというふうなことも思っております中で、今日もつけてきましたけど、このシトラスリボンというのを、この間も喫茶店行ったら、これ何のリボンと言われましたので、「これは新型コロナの差別をお互いになくしようという思いの込められた運動なんよ」と言ったら、「ああ、そうなんですか」と言われて、発案していた女性議員のお二人にも感謝を申し上げたいというふうに思います。

さて、前段はさておきまして、第1番目のめいほうトンネル早期開通への期待という形でタイトルを決めさせていただきました。

このめいほうトンネルにつきましては、悲願と言っておりましたけども、もうこの頃では熱望と申しますか、熱いお願いというような形に思っておりますけれども。昭和46年の当時の平野知事さんの小川地域への僻地訪問に始まりまして、そこで地元から第一声が出ましたのが最初のスタートですから、半世紀になるのではないかなというふうに思いますが。

その後、郡上市も、明宝村から郡上市に合併をいたしまして、そして合併後も碓市長さんの代から、また日置市長さんに引き継いでいただいて脈々と、このめいほうトンネルを郡上市の一番の事業として県、国に要望していただいて、ずっとその運動を続けていただきました。その思いに深く心から御礼を申し上げたいというふうに思います。

そういうこともありまして、このめいほうトンネルが着々とその事業へ向かって歩みを始めさせていただいております。ちょうど2015年には、10月の23日、古田知事さんも来ていただいて起工式が行われました。10月の23日でしたけども起工式が行われております。

このときは、小川の地区の皆さんも中心に多くの方がお喜びの姿勢を示したところですが、この中には既にもう亡くなっている方もあるというようなことですが、それでもこういう思いを持って亡くなられたかなと思いますと感無量たるものがありますし、さらに、その2019年には1,653メートルが貫通いたしました。これもそのときの、これは日置市長と野島県議さんが握手されておるところでございますし、子どもたちもこうやって、明宝の子どもたちもトンネルの出口で、これがめいほうトンネルかという感じで見てくれたことが記録に残っております。

そういったことで、平成27年の着工から見たら5年ですか、丸5年、6年目へ入っているんですけども、そんな時間軸の中で、このめいほうトンネルが竣工をしてきたということは本当に感謝しておりますし、それぞれ今まで支えていただいた郡上市民の皆様、市議会、執行部、市長さんはじめ関係の皆さんに、県関係はもちろんですけども、本当に心から感謝を申し上げたいと思ってお

ります。

今回、施政方針で、日置市長の施政方針の中にも、現在施工中の主要地方道金山明宝線、めいほうトンネルの早期供用開始に加えということで云々で、事業の中でも上げておっていただきました。残されるは、1日も早い早期運用開始ということが希望でございますが、私たちもこの開通を1日も早いこと願うわけですけれども、さらに言うならば、その後の、トンネルが開通して、その地域がどうなっていくんだということの責任と期待というのもあろうかというふうなことを思っております。

そういう意味で、今日は、何日頃に開通なんていう、そんなことを申すつもりはありませんけれども、ひょっとしたら市長さんの頭の中に、早期供用開始という言葉を入れていただいたのは、市長さんの思いの中では、どの程度聞けるか分かりませんが、このぐらいをめでにとかという思いがあればお話を聞きたいと思っておりますけれども。

いずれにしても、このめいほうトンネル、時間軸としてはもう開通へ、本当に前が見えてまいりました。そんな中で、郡上市が小川地域に、あるいは明宝地域に、郡上地域に、このトンネルの開通によりましてどんな思いを、どんな期待をしていただいておりますかも含めて、市長からお願いをしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（山川直保君） 清水敏夫君の質問に答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思っております。

ただいま、めいほうトンネルの開通の見通し、あるいは関係をする小川地域、あるいは明宝の地域振興等についての御質問がございました。

お話がありましたように、めいほうトンネルは昭和の時代から地域の皆様が熱望し、悲願であり、そうした形で取り組んできていただいたものでございます。平成12年度に、このめいほうトンネル一連の事業が、交流ふれあいトンネル・橋梁整備事業という形で採択をされた。ということで、本当に地域の皆さんは喜び沸き立ち、そして1日も早い完成を願っておられたというふうに思いますが。

ちょうど平成17年、18年頃、県のほうも大変財政が逼迫をしてきたということで、その頃、県内各地で展開されていた道路事業のいろいろ進め方ということで点検がなされる中で、幾つかの事業が一時ちょっと中断と申しますか、そういう形を余儀なくされたということがございました。地域の皆さんにとっても本当に苦難の時期であったと思っております。

そういう時期にもかかわらず、ずっと、しかし、早くこのめいほうトンネルを着工してほしいということで、先ほどもお話ございました、いろんな関係の皆様方が熱心に運動をされました。私も、清水議員はじめ、また小川地域の皆様、あるいは県議等々、関係の皆様と何度県庁へ御一緒させて

いただいたか分かりませんが、本当に地域の皆様が、今でも覚えているんですが、知事のところで、中心になって活動しておっていただいた方が、俺の目の黒いうちに通してくれよと、通れるようにしてくれよと言われたことを思い出しますけども。

そういう中で、先ほども話ありましたように、26年度から第1期、そして30年度から第2期ということで進められてきたわけでございます。本当にこの間の地域の皆様の御尽力に深く敬意と感謝を表したいというふうに思います。

現在、県のほうにお伺いをいたしますと、このめいほうトンネル、あるいは畑佐からの関連の工事、ともに順調に進展をしているというふうにお聞きをいたしております。県のこれまでの公式の発表は、令和4年度に開通と、こういうことで発表されておりますが、郡上土木事務所長さんからもこの前、進展の状況等をお伺いいたしました、かなり着実に進んでいるということでございます。

私どもも、これは今清水議員がおっしゃったように、可能であればできるだけ早く、令和4年度という年度をさらに、今度3年度になるわけですが、4年度というふうにはかないで開通をさせていただきたいというふうに思っております。そうして、願わくば、可能であれば、今年の、まさに峠を越えなきゃいけないというような形になりますと難儀ですので、雪が降る前に開通をさせていただければありがたいということの要望を強くいたしております。

県のほうも、順調に進んでいるので、可能な限り早期供用開始に努力をしたいと、鋭意取り組むというふうにお答えを頂いております。私どもはそういう意味で、期待を持って、これからの工事の進捗をしていただきたいと、また要望もしてまいりたいというふうに思っております。

そして、このトンネルは、単に小川の皆様というだけでなく、言わば馬瀬を通して下呂のほうからも大きな1つの太い交通のルートにもなりますし、様々な面で有効な道路になるというふうに思っております。

ただ、こうした道路の開通、トンネルの開通が、よく言われるようなストロー現象というような形で、人口の流出というようなことに結びつかないように、むしろ逆に、小川地域へ人口が流入する、あるいは交流がますます盛んになると、こういう形でこのトンネルが活かされることを願っておりますし、そういうことを十分考えながら、今小川の方々、あるいは明宝の方々は地域づくりを進めておっていただいておりますので、しっかりそうした形で、新しい時代の夜明けに向けて力強く進んでいただきたいというふうに思っている次第でございます。

いろいろ申し上げましたが、できるだけ早く開通をするように、これからも皆さんと県のほうへお願いをしてまいりたいと思っておりますし、そうしたトンネルの開通の効果を地域の振興に十分生かせるように、地域の皆様と共々頑張っていきたいというふうに思っております。

(17番議員挙手)

○議長（山川直保君） 17番 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） 市長さん、ありがとうございました。本当に1日も早くというのは、現実のものになってきたかなということをお伺いいたしまして、当然これを進めていただいた関係の皆様に対する感謝はもちろんでございますけども、それを受け継ぐ地元の者としまして、このことについては日夜思いを巡らせてまいりましたので、その喜びはまたひとしおかと思えます。

1日も早く、可能な限り早い時期にという、今市長のお言葉を聞きまして、私も胸を熱くした一人でございますが、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。皆さん、ありがとうございました。どうもよろしくお願いをいたします。

それでは、2番目のテーマに移りたいというふうに思います。2番目は、脱炭素社会郡上の実現に向けてということでテーマに上げさせていただきました。

これにつきましては、今回も、昨日の森藤文男議員をはじめ、最終日には野田議員も、この脱炭素社会に向けてのテーマでもってお話をされますので、今日は中日ですので、まだ野田議員の部分も残さないかなのかなという思いも逆にしながら、でも、昨日、前段については、もう森藤議員のほうからしっかりと、脱炭素社会の定義であるとか、市長の考えであるとか、おおよその方向づけを示していただいて、もう道行きはできてしまいましたので、僕は前段は用意をしておりませんでしたので、たまたまよかったですけども、今日は各論へ入って、そのことについて進めさせていただきます。

ちょうど森藤議員の質問で、水力発電で言えば調査設計ももう終わってしまったような感じで、あとは工事に入ってくるというふうな状況までお話を進めていただいたかなという感じもいたしますが、脱炭素社会、今定例会において、市長が正式に郡上の、脱炭素社会郡上の実現を目指すという表明をしていただいたことにつきましては、私もこの時期に郡上市だからこそ、またやっただけの意義があるかなと。そしてまた、未来に、次世代にこの郡上市を継承するためにも、大事なメッセージかなというふうなことで受け止めさせていただきました。

その中で、昨日もお話ありましたように、3点ばかりの大きな市の狙いの中で、私としましては2番目の、昨日も出ておりましたが、地域の特性を生かした再生可能エネルギーの導入・利活用の推進というテーマで、今日は質問させていただきたいということで思いました。

まだ表明をして間もない時期でございますので、具体的にはなかなかそのことを表明するということではないかもしれませんが、思いでいいもんですから、どんな取組をされていくのかということ、まずは担当部長さんに脱炭素社会郡上に向けての具体的な考え方があれば、特に小水力発電を中心とした考え方について御指導いただければというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（山川直保君） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行君） 失礼します。それでは、お答えさせていただきます。

郡上市における小水力発電の再生可能エネルギーの施設の導入につきましては、近年の民間事業者では、郡上市におきまして、平成29年度より一般財団法人新エネルギー財団の助成を受け、市内の小河川等で事業性評価を行った後に、小水力発電事業者を公募により、令和2年3月に高鷲地域と明宝地域において、それぞれ民間事業者のほうを決定させていただいております。

現在、高鷲町の大鷲地域については株式会社T-POWERが、明宝気良地域におかれましては合同会社気良の庄が、それぞれ発電所建設に向けて手続と詳細設計が進められているということを聞いております。

市としましても、各事業者の進捗状況などを把握しながら、事業者からの問合せや要望があれば、状況に対応する指導や助言ができる地域再生機構所属の職員などを派遣したいというふうなことで思っております。

また、今後新たに小水力発電事業に取り組もうとするような地域や市内の民間事業者からの相談の際には、導入前の事業性評価というものや、調査設計等の経費などを補助する新エネルギー財団の制度活用の支援というものを行うとともに、その上乘せ助成についても検討をしていきたいと考えているところであります。

小水力発電につきましては、再生可能エネルギーとして高いポテンシャルを持っておりますけど、現在、市では新たな小水力発電所というものを建設する計画はございませんが、これまで小水力発電が可能な箇所調査というものを行っており、平成19年には郡上市新エネルギービジョンというものを作成しております。

さらに、平成26年には、より詳細な郡上市小水力発電可能地調査というものを実施いたしまして、市内で86地点で発電可能地をまとめております。その調査の中では、小水力発電最大出力が20キロワット未満と想定される地点が74か所、20キロワット以上と想定される箇所が12か所でありまして、そのうち100キロワット以上の出力を得られる箇所は2か所という結果でございました。その1か所が公募事業で選択された高鷲町の大鷲地区であります。

小水力発電事業を地域で取り組むメリットといたしましては、まず第1に上げられるのが、CO₂を削減いたしまして、脱炭素社会に貢献できるということがございます。また、ハード整備による市内工事関係事業者への経済効果であったり、発電施設維持管理に係る雇用創出などが考えられます。

一方、デメリットといたしましては、想定よりも低い売電料や不測の大規模修繕が発生した場合などについては、その運営の収支バランスというものが崩れ、厳しい状況に陥ることもございます。

市においては、これらの事象に対しまして、補填支援というのは困難であるというふうに判断しておりますけど、発電所の建設時及び建設直後には、建設費用の補助ということではございませんが、何らかの支援を検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいた

します。

以上でございます。

(17番議員挙手)

○議長(山川直保君) 17番 清水敏夫君。

○17番(清水敏夫君) 部長、ありがとうございます。今ほど説明していただきましたように、郡上市の水力発電事業性評価調査ですかね、それに基づきまして、明宝の気良、宮原川と高鷲大鷲ということで、それぞれのところはもう既に地元で会社をつくるなりして歩み出しをしておるといふふうなことで。

宮原のほうも聞きましたら、今年の9月ぐらいには何とか工事にかかって、来年の9月、1年後ぐらいには運用を開始したいというふうなことで、総額は1億2,000万円ぐらいの、借入れもせならんかもしれないということで、地元の出資を募りまして、そしてまた気良地区の自治会も出資をしまして、地域づくりで、これは長い時間になると思いますし、何か起きたときには、災害等起きたときはまた頑張らないかんというようなことも考えると、経営的には厳しい面もありますけども、これに希望を託して、次の若い人たちがひとつ頑張っていこうよというふうなことで、若い人も立ち上げてくれておりますので、何とかこういう形で、すぐに成果を見るというのは難しいかもしれませんが、長い視野の中で、このことを実行に移していけたらいいかなと思います。

そのことは、現在の布平地区で、もう昭和30年代にあった気良川水力発電所が県の事業によって、市の管理運営になっていきますけども、脈々と電気を毎日起こしてくれていますんで、そういったこともバネになっているのかなというふうに思っておりますし、さらに小川でも、明宝振興事務所が中心になりまして地域再生機構へお願いして、平成31年の2月に報告が出ておりますけども、日出雲川という川から用水を取って、それから水力発電できんかということで、ここは最大出力で279キロワット、常時で161キロワットというようなことで、今のトンネルのことも含めてそうなんですけど、小川の地域づくり委員会という人たちが中心になりまして、何とかこのところをやりたいなというようなことで思っておりますので、郡上市のそういう思いがあれば、また余計力を入れて、このことに取り組んでくれるのではないかなというふうなことを思っておりますし、さらに畑佐地区では、1度計画があつて断念をしたんですけど、和良へ通じるトンネル、相谷トンネルの結構工事水が出ておまして、年中出ておるんですが、それが使えんかということでしたが、少し量が足りないということで、その後、めいほうトンネルで工事の初めに用水が出まして、工事水が。それを合わせる結構な量になるのではないかなということで、これも何か生かせないかなというふうなことで、これは50キロぐらいのものだろうというふうに思いますけども。

いろんな意味で、一気にこの水力発電に対する願いというか、希望というか、そんなのを明宝の中で皆さんが思われるようになったという部分もありますので、そんなことを踏まえたときに、ち

ようど政府も地球温暖化対策推進法なるものを改正しながら、何とかこの脱炭素社会に向けての取組も、制度的に法整備をしながらやっていこうというふうな動きもあるように感じております。

そんなことも思いながら、大きなのはなかなかできないにしても、50キロぐらいのものであれば何とかペイできるのではないかなというふうなことも思いながら、将来に、地域エネルギーを使いながら、1つは、これも脱炭素社会郡上の一角になるのかなというふうなことを思う中で、市として、具体的にこのことについて、すぐはできないかもしれませんが、今後に向けて、この導入につけての支援策とか、法整備を受けて、さらに郡上市としては、このことについては積極的に取り組んでいきたいというふうな思いを伺いたいなということを思いました。

これは市長さんに、このことについては御意見を頂きたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山川直保君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思ひますが、まず、清水議員のほうからもお話がございましたように、今回、議会の開会日冒頭、郡上市としては脱炭素社会に取り組むという表明をさせていただきます。そして、同日、この郡上市議会においても、郡上市として脱炭素社会に取り組むという力強い決議をしていただいたところでございます。

早速、小泉進次郎環境大臣のほうから、郡上市のこの脱炭素社会への取組の表明について、あなたのところで283番目の自治体になりますということで、しかと受け止めましたという書簡が参っております。

そういうことで、おっしゃるように、ただ宣言をするということだけでなしに、これから具体的な取組を進めていかなければならないというふうに思っております。これは、しかし、非常に多角的な、そしてまた、行政だけでできることでなくて、市民、事業者全部が総ぐるみで取り組まなければならないことだというふうに思っております。これから一歩一歩その取組を進めていきたいというふうに思っております。

ただいまお話がありました、そういう中で、再生エネルギーに取り組むということで、郡上市としては賦存資源といいますか、ある資源ということでは、小水力発電というのは大きなものだろうというふうに思っております。

先ほど商工観光部長が申し上げましたように、現在、郡上市でいわゆる農業用水を利用した小水力発電等がなされておりますが、いよいよまた市が一定の調査設計等をして、言わば事業者を公募して、民間事業者としてやっていただくということで、大驚と気良で今進められているところでございます。

今お話がありましたように、明宝においては、さらに小川地域の日出雲川、あるいは相谷川、吉田川というふうなことで、いろいろ御検討いただいているようでございますけれども、その中で事

業採算性等が見込めるものについては、それを進めていければと私どもも思っております。

これまでの小水力発電を実績を見てみますと、これまで先行している事例は、国や県や市の公の金が入るといってやっているものについては、これは事業の採算性という意味では、非常に現在も売電収入を一般会計等へ入れていただいておりますけれども、言わば独力でやろうと思うとなかなか難しいということではあるかと思えます。

いろいろと専門家等の意見も聞きながら試算等をしてみますと、おおむね100キロワット以上の出力のあるものであれば、20年間の採算ということでは、そのいろんな投下資本を回収し、かなりの収入も得られるということであるようですが、50キロワットクラスになりますと、かなりその採算は、ちょうどやや20年間で考えて、黒字が出るかどうかというようなラインだというふうにも聞いております。

しかし、これは技術の進展だとか、いろんなこともありますので、これから一概には言えないと思えますし、その地点地点によってかかる工事費といえますか、そういうものも違いもあるかと思えますので、一つ一つそうした面の採算性を考えていかなければいけないというふうにも思っております。

これまでは、今回の、先ほど申し上げました民間の2つの今取り組んでいただいているところも含めて、何とか市のほうで新エネルギー財団の補助等を活用して、一定のめどを立てて、そうして、どなたかやる方いませんかという形で事業者を公募するという、そういう方式を取っておりましたが、これからは、先ほど部長が申し上げましたように、八十数か所のいろいろ調査した地点もございまして、そういうものの中で、これはやれそうだとおっしゃるところを、最初から事業をやる意欲のある方にそれを、調査地点、あるいは設計等を進めていただく。その際に、新エネルギー財団の補助制度も活用していただいて、事業を進めていっていただいたらどうかというふうにも思っております。

そういう中で、民間がやる場合には、2分の1補助というような補助でもあるようですので、先ほど商工観光部長が申し上げましたように、その調査設計等の段階において、何がしかの市のほうの支援をすとか、あるいはまた、20年間で仮に採算は取れるといっても、多額の資金を要することでもありますので、そうした融資に対する、例えば利子に対する支援であるとか、そういったことも考えられるのではないかと思っております。

いずれにいたしましても、再エネのそうした開発というものを郡上市も取り組むということが、この表明の中の一環にもあるわけですので、しっかりどういう形で取り組んでいったらいいかということも検討したいというふうにも思っております。

いずれにいたしましても、先ほどお話がありましたように、今回、地球環境の、地球の温暖化の対策の推進法の改正案が今出されたか、出されようとしている。改正案そのものは閣議決定された

というふうに聞いておりますが、そういう中に、確かにいろんな意味で地方自治体に取り組むいろんな制度もその法律の中には組み込まれておりますので、そうしたものをよく勉強して対応してまいりたいというふうに思います。

(17番議員挙手)

○議長(山川直保君) 17番 清水敏夫君。

○17番(清水敏夫君) 市長答弁、本当にありがとうございます。脱炭素、市長は目指すという目標の中で、今回は自然エネルギーという形で、特に水力発電には特化しておりますけども、質問としては、大きくこのことに踏み込んでいただいたかなという感じをしております。

確かに50キロぐらいというと、20年とかの単位の中ではぎりぎりのラインかなという話も聞いておりますし、その部分は補助事業でやりますといろいろな条件があって、構築物等もかさばるんですけども、工事費が。

民間でやろうとすれば、最小限の投資を、建屋でもそうですけども、最小限の投資でやったらどうかという議論もする中で、何とか自力でも頑張っ、20年とかのスパンの中でやっていけばいいんじゃないかというふうな希望を持ちながら、長期戦でもってやっていこうという思いもありますので、ぜひともそんなことも含めて、50キロぐらいのものでも何とか、そういう意味で希望があれば、また御支援頂けるようなことができれば非常にありがたいかなというふうに思いますので、これからまだまだ、これからの事業でございますので、いろんな意味で御検討いただければありがたいかなと思います。丁寧な答弁いただきまして、ありがとうございました。よろしく願いをいたします。

それでは、時間も残すところ7分ほどとなりましたので、3つ目の問題に行きたいと思いますが、地域おこし実践隊派遣事業の拡充をということですが。

これにつきましては、明宝地域では平成23年から令和の2年ぐらいまでに、13名の方の実践隊の派遣を市当局の御理解で頂いてやっておりまして、3年ぐらいは明宝で頑張っておりましたが、中には郡上八幡のほうへ出て、定住をして一生懸命頑張ってみえる方も入れると、約11名の方が市内にそのままおっ、いただいていると。2名の方は病気とか、亡くなったというようなことで、結局2名の方は残ることはできなかったんですけども、あと11名の方は、それぞれのところで頑張ってみえるのかなというふうに思っております。

この狙いは、特に過疎地域では人材がないというふうなことがあって、一生懸命思いはあっても、立ち上げて頑張ってくれる人がいないもんでということがあることがあって、過疎地域における、そういう人材をフォローアップしようということで、地域おこし応援隊の派遣というものが地域にきつと新しい風をもたらしてくれるのではないかと、また、地域活性化の一つは起爆剤になるのではないかなというふうなことから導入をされているというふうに思いますし、明宝地域でもいろん

なところで活躍を今までしてくれております。

令和3年度も1人、小川地域で派遣事業でやってくれるようになっておりますが、まだまだジビエとかに特化したものでちょっと駄目やったかと思えますけども、ジビエも地域の振興ということで盛り上げていこうというようなこともありまして、1つの会社という捉え方で見ればばかりではなくて、明宝地域の観光であるとか、地域産業であるとか、地域づくりとか、人づくりとか、そういったことにつながっていくのではないかなということで、1名ということに限られてはいないと思いますが、もしそんなことで希望があったら、令和3年度以降につきましても、人材が得られれば、過疎地域枠というようなこともあるかどうか分かりませんが、地域おこし実践隊の派遣を要請したときに、市としてどんなふうにしていただけるか答えていただきたいなという思いもあって、そのことについて、担当部長と、最終的には市長のほうのお考えを、時間少なくて申し訳ないんですが、お伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（山川直保君） 河合市長公室付部長。

○市長公室付部長（河合保隆君） それでは、お答えをさせていただきます。

ただいま議員御指摘のとおり、明宝地域の地域おこし実践隊のほうでございますけども、これまでに13人と、市内でも他の地域と比較して多くの隊員を派遣してまいりました。うち10名が定住、そして本年度退任する1名も定住をされるということをお伺いしております。その定住率は85%、全国平均や郡上市平均と比べてもかなり高い数値となっております。

隊員が取り組まれてきた分野は様々ではございますけども、ツーリズム、食文化、福祉分野など、新たな取組が生まれたことや、任期終了後も引き続き明宝に定住する隊員が多いことは、受入れ団体をはじめ、地域の皆様の御支援のおかげと感謝を申し上げたいというふうに思います。

地域からの要望に対する対応といたしましては、限られた予算の中で最大限に効果を発揮させていきたいという思いから、既に先駆けて取り組んでいる事業へのサポートではないこと、また、退任される隊員が起業する際の事業内容と重ならないこと、こういったことを基本的な考えといたしまして、地域が直面している喫緊の課題を地域の皆様と解決していくために隊員を派遣するというふうにしております。

令和3年度の予算の要望の際にも、ほかでも各地域から何名かの派遣に対する要望ございました。今ほど述べた基本的な考え方を基に、振興事務所を通じて団体とも話合いの場を持った結果といたしまして、令和3年度におきましては、西和良、石徹白、小川の3地域へ新たに新規の派遣を判断させていただいたところでございます。

今回は派遣が見送られた地域におきましても、これで終わりということではございません。令和4年度以降の派遣を目指すために、地域の課題解決に向けた取組や地域おこし協力隊実践隊に適した地域活性化に資する事業内容についての精査のほうをお願いしておるところでございますので、

よろしく願いをいたします。

○議長（山川直保君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） この問題につきましては、ただいま河合部長のほうから御答弁を申し上げたとおりでございます。

もう一度重ねて申し上げますと、何よりも大事なのは、その地域のしっかりした考え方、どう課題を捉え、それをどうするか、そしてこの地域おこし実践隊を迎えるに当たってのミッションは何かというようなことをしっかりさせて、地域とともに一緒になって地域づくりをしていくという、しっかりした姿勢を持っていただければ、可能な限り私どもとしては、そうした支援をしまいたいというふうに思っております。

明宝地域もそうでございますが、恐らく新年度からは過疎対策も新しい過疎新法の時代に入っております。これまでの自立ということから、今回の新しい新法のコンセプトは持続可能な地域づくりということになるようでございますが、またそういう新しい新法の理念にも基づきながら、過疎対策というものもしっかり進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

（17番議員挙手）

○議長（山川直保君） 17番 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） 以上、明宝絡みでございましたけども、3点の質問にそれぞれ丁寧に御答弁頂きまして、また前向きな答弁も頂いたかというふうに感じておりますが、本当にありがとうございました。

今、過疎の話が出てきましたけど、昭和45年でしたか、過疎法ができて以来、過疎対策、過疎から脱却せないかんというふうなことを掲げてきておりますけども、この人口減少、高齢化についてはなかなか厳しいものがありますけども、今度、新たな過疎法もスタートするという中で、何とかこの郡上市の中で過疎地域が頑張れば郡上市は頑張れたことになるんかなということを思いますので、明宝、我々ももちろんそうでございますけども、人口減少、高齢化、激しくなっておりますけども、そこを乗り越えていくための手だてを、そういったいろんな施策を通じて、また市長さん以下、幹部の皆さん方も御理解いただきながら、ひとつ郡上市の中で盛り上げていける立場に明宝地域もならなきゃいかんという自覚はしておりますが、今後とも御指導と御鞭撻を頂きたいというふうに思います。

以上、3点の質問、ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（山川直保君） 以上で、清水敏夫君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時20分を予定いたします。

(午前10時13分)

○議長（山川直保君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前10時20分)

◇ 森 喜 人 君

○議長（山川直保君） 12番 森喜人君の質問を許可いたします。

12番 森喜人君。

○12番（森 喜人君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、2点について御質問をさせていただきたいと思っております。

一つは、ひきこもり問題と、もう一つは、民間にはちょっと分かりにくい医療、保健、介護体制についてということでございます。

まず1つ目でございますが、これは、1年半前の9月議会において、次年度にはひきこもり実態調査をするという副市長の答弁がございました。どういった結果になったのかということをお聞きしたいというふうに思います。

今年に入って緊急事態宣言も出されて、ひきこもりの現状に変化があったということがあれば教えていただきたいと思っております。

そして、県主体の調査であるわけですが、この結果を踏まえて、市としてはどのような対処をされるのかということをお聞きしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（山川直保君） 森喜人君の質問に答弁を求めます。

青木副市長。

○副市長（青木 修君） それでは、ひきこもりの問題についてお答えをさせていただきたいと思っております。

市独自の調査ではなくて、県の調査結果を基にお答えをしたいと思いますので、その点、お許しいただきたいと思っております。

最初に、まず、ひきこもりについての言葉の定義ですが、改めて確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、ひきこもりは、様々な出来事が理由で、学校に行ったり、仕事をしたり、あるいは家族以外の人と交流したりすることを避け、6か月以上自宅あるいは家庭にとどまり続けている状態を指すと定義されておりますが、これは、言わば診断名ではなくて、状態を指すという言葉として理解をしていただければと思います。

そこで、県が実施をしました調査の目的ですけれども、県内の全域のひきこもり状態の方の状況を明らかにして、今後の施策展開のための基礎資料とするということを目的とされております。

その時期と方法ですけれども、令和元年の7月から8月にかけて、県内の民生委員、児童委員さんの3,978人を対象にして、それぞれ担当をしていらっしゃる地区の委員さんが把握しておみえになる、ひきこもり状態の方の情報について回答を得るといふ、そういう方法を取られました。

その際に、プライバシーに配慮をされて、ひきこもり状態の方の自宅の訪問であったり、あるいは関係機関への照会といったことは行わないという形で調査をされたようです。

そして、その調査の結果の公表ですけれども、これは、岐阜あるいは西濃、中濃といった県内の圏域ごとに公表をするという形を取っておりますので、市町、言わば郡上市なら郡上市というだけでの公表というのはありませんので、これからお答えをさせていただくのは、中濃圏域のひきこもり実態調査の結果というふうに御理解いただければと思います。

そこで、まず中濃圏域の回答の中で、有効回答ということで判断をされたものは、回答数全体の72.2%です。県の平均が66.7%ですので、それよりは少し高くなっているようです。

また、中濃圏域の中で、それぞれ担当していらっしゃる地域でのひきこもり状態がいるというふうに回答をされておりますのは、委員さんの中での32.9%に当たります。また、その人数ですけれども、把握されている状態としては、圏域では274人というふうにされておりますし、これは県全体では1,174人ですので、その中での何%かに当たるということになります。

そこで、把握をしていらっしゃる年代に当たりますけれども、15歳から64歳までのその割合は0.13%に当たる。県は0.1%に当たるというふうにされております。また、10歳から30歳までは38%、そして、いわゆる就職氷河期と言われた時代の40歳代は28.1%、60歳代以上、これは7.3%という割合になっております。

そこで、相談の状況についてどういう回答があったかということですが、圏域の中で委員さんが、ひきこもりの状態にある世帯から相談を受けたことがあると、こういう回答の割合は15.3%です。81.4%の委員さんが相談を受けたことがないというふうに回答をされている。

そこで、そうした相談が医療機関であったり、あるいは行政機関のほうへの相談であったり、支援につながっている割合がどれくらいかといいますと、16.8%にとどまっております。したがって、ひきこもりの状態であるということの把握はできていても、それが具体的にどういう状況であるかということについての把握までには至っていないということが言えるのではないかと思います。

また、お尋ねにありました新型コロナウイルスの感染症の緊急事態宣言下では、まだまだその状況を把握するということまでには至っておりませんので、現在は不明ということです。

そして、こういうひきこもりにあるという状態は、恐らく御本人が大変悩みを、幾つかの悩みを繰り返された後の苦しい選択の一つであると思いますし、御家族とも同様であるというふうに思いますので、なかなか相談に出かけるとか、あるいはそういう相談機関の問いかけに答えるというの

は難しいというふうには思います。

これ私、私見でございますけれども、ひきこもりの状態にある御本人、それから家族については、1人でいるということの孤独感、それから何かを伝えたいのに、なかなかうまく伝えることができないといった、そういう不安感、あるいは誰も分かってくれないという孤立感、そして相談という行動に一步踏み出せないという焦燥感といいますか、それから何をやってもうまくいかないという挫折感、さらには自分の存在が迷惑であるんじゃないかという思い込み、そういったこと幾つかが混ざってくるといいますか、複合的にある心の状態だというふうに思いますので、何よりも御本人、あるいは家族にとって話を聞いてくれる場、あるいは機会、あるいは人があるということが大事だと思います。

その際に、正しいとか、間違っているとか、あるいはああすべきとか、こうすべきとか、こういうことだったらできるから頑張れとか、そういったことは言わないで、ただ御本人の思いをきちんと受け止めるという、言わば一つの人格として受容をするという姿勢が大事ではないかというふうに思います。

それを最初は御家族、そしてその次に御本人、そして最終的なステップとしては、社会への関わりをどうするかということについての支援ができれば、そういった方策が少しは効果を上げていくのではないかというふうに思っております。

(12番議員挙手)

○議長（山川直保君） 12番 森喜人君。

○12番（森 喜人君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。実は私、この質問をしたのはなぜかということ、実は私の近辺にこういう子がいるからです。はっきり言って、どうすることもできない状況だなというふうに見ておりますが、公助として、公の立場でどこまで手を差し伸べていただけるのかなということをお伺いしたかったということでございます。そういう意味では、今の答弁、非常に希望の見える答弁頂きました。

実を言いますと、2020年、去年ですね、12月10日にNHKの番組で「親も知らないひきこもりの本音」というのをやっていました。これは、ひきこもりラジオを流して、そしてそれに反応した子が電話をしてくるということで、少しずつですけども人数が増えて、そして回復して仕事に就いているという例があるという話をしていました。

そうした意味では、これはお願いなんですけど、市として、そうした電話対応とか、ラジオを流すとか、そうしたこと、ケーブルテレビ流すとか、そういうこともあっていいのではないかと。

さっき言われましたように、若い就職氷河期の子で15.3%ですか、というふうな数字もあつたみたいですが、そういった子たちだけでも、1人でも、2人でも救われることを願っております。丁寧にありがとうございました。

2つ目の質問にまいりたいと思います。民間では分かりにくい医療、保健、介護体制についてということですが。

これは、コロナ禍によって幾つかの現実といいますか、浮き彫りにされてきたこともあるんだろうと思います。しかし、この医療、保健、介護体制というのは、なかなかみんなで話し合う場がありませんし、なかなかタブー視されるといいますか、医療のことでなかなか言えないということがあるかと思いますが。

新型コロナ感染症パンデミックによって医療崩壊というのが叫ばれました。医療崩壊の理由が時の経過とともに分かっているわけです。一般病床数が不足しているということではなくて、一部の感染症病院に負担がかかっていること。また、一部の医療関係者にのみ負担がかかり過ぎていることが、医療崩壊の危機と言われているというふうに思います。

病院の病床数というのは、日本は本当に多いわけです。世界の中でも本当に多いわけですね。OECD加盟国と比較しますと、人口1,000人当たりの病床数は日本は13.1と突出しておりまして、平均の4.7の2.8倍というふうに言われています。病床数が物すごく多いんですね。

でも、多いということはどういうことかということ、この病床を埋めるために、病院としては平均在院日数を増やさざるを得ないと。要するに入院するために、前に何日か入院しなきゃいけない。そして、手術をして、そしてその後もかなりの日数を入院しなきゃいけないというようなこと、これは全国の問題ですが、日本も問題です。こういったことがあるということは、まさに患者のためなのか、病院のためなのかということが問われるのではないかなということも思っているわけでありまして。

そして、日本医師会という存在がかなりテレビで会長とか、東京都医師会長さんが出てこられて、かなり激しく力説しておりました。この日本医師会のみならず、日医協とか、それから日本病院会などもありまして、その中で特に大きいのが日本医師会というふうに言われます。

緊急事態宣言の発出をマスコミを通じて政府に激しく要求されました。医師会を構成する民間病院のコロナ患者の受入れは比較的少ないにもかかわらず、絶叫されたというふうに思います。完璧にコロナウイルスをなくすことは不可能であり、緊急事態宣言を長引かせれば、一律の補償金では間に合わないお店もあるわけで、廃業に追い込まれることも、可能性も多いと考えたら、誰のために叫ばれているのかと非常に気になりました。

経済の厳しさゆえ、自殺者が急増することもあり、ウイズコロナで乗り越えていくしかないと思うからであります。このことについて、まさに患者のためか、病院のためかと疑問に思ったのは、私だけではないのではないかと思います。

また、市内においては、危険を承知で、さらに患者の受診控えを覚悟でPCR検査を宣言した、そういった病院も幾つかありました。このことは、私は非常にほっとしたわけでありまして。

また、保健所の重要性も分かりました。職員が全く不足しているという現実であり、感染症対応がかなり遅れてしまったということも事実であります。

また、今回の新型コロナウイルス感染症で課題が浮き彫りになってきたことが幾つかあると思います。そして、それを明確化して、いち早く課題を解決することが、今後の日本もそうですが、郡上市にとっても重要なことであると考えております。

現在、第2期地域医療を守り育てる郡上市ビジョンというのが策定中であります。実は私も、郡上市地域医療確保検討委員会の委員としてメンバーに入っておりますけれども、本来は令和3年度当初からこの計画がスタートするところでしたが、コロナ禍の影響で協議の時間もなく、半年延長になるというふうにお聞きをしております。その資料の中に、医師数、医療関係者数のみに注視するのではなく、医療機関の機能的役割を再検討する必要がありますというふうに記されております。

今日本では、日本の課題ですけども、病床数が多いもんですから、この病院の統廃合の問題について考えられているところが多いわけですが、郡上市については、病院の統廃合ということは考えられていないというふうに思います。

そこで、もう一つと申しますか、この役割分担と連携というものをキーワードとして質問をさせていただきたいと思いますが、まず1つは、公的・民間医療機関との役割分担と連携ということであります。

①のもので、この2番目の3つの質問の中で、公的・民間医療機関との役割分担と連携、そして2つ目が、医療・保健・福祉との役割分担と連携、そして3つ目が、市民協働に基づく、市民、そして医療・保健・福祉、行政との役割分担と連携、このことが、次のこの計画の中でうたわれている一番重要なことであるというふうに思っております。

①の公的・民間医療機関との役割分担と連携について申し上げます。

これは、コロナ前から、また今後も、この医療関係者不足問題というのは最も重要でありますけれども、人口10万人当たりの医師数は全国平均に比して岐阜県は少ないのですが、その中でも郡上市はさらに少ない状況であります。これは大変重要な問題でありますけれども、役割分担と連携といったときに、どういったことが考えられるかと、郡上市内でどういったことが考えられるかということ、この質問をさせていただきたいと思うわけであります。

一つは、これは日本の問題も含めて、高額医療機器整備更新についてということであります。日本の問題であります。MRIとか、CTスキャンの数は他国に比してかなり多いわけです。全ての病院がそうしたものを完備することが果たしていいことなのか。国民の負担となるのではないかと申します。郡上市においても、この全ての医療機関、大きな医療機関が持つのではなくて、共有で活用ができないかということをお聞きさせていただきます。

また、病病連携、これは、コロナ禍において、市民病院でコロナ感染病棟をつくるというときに、

入院しておられる方を民間の病棟に移されました。こういった連携もなされているわけですが、今後、そういった連携を考えるとできないかということでもあります。

また、病診連携について、今、県北西部地域医療センターと民間クリニックとの連携というものができないかどうかということと考えられないかということでございます。現在は、どちらかというと県北西部地域医療センター独自でやっておられますが、なかなか民間クリニックとの連携というのはできていないというふうに思いますので、そうした連携ができないかどうかということをお伺いしたいというふうに思います。

それからもう一つは、先ほど申し上げましたように、郡上市も病床数がかかなり多いですね。岐阜県は128人で1床を使う。郡上市は106人で1床を使うわけですから、これは、郡上市はお医者さんが少ないのに、病床数はかなり多いんですね。そうした中で、結局はこういった負担を、先ほどもおっしゃいましたように、病床数を埋めるために入院数を増やすというようなことがありますから、そうした問題を含めると、結局は患者さんに、もしくは市民にこの負担がかかるという点において質問をさせていただきたいと思います。

公的・民間医療機関との役割分担と連携についてお伺いします。

○議長（山川直保君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

御指摘がありましたように、今回のコロナ禍ということの一つの契機として、いろんな日本の医療体制の在り方、あるいは行政においても保健所の在り方とか、そういったこと、様々なことで、これでいいのかという問いかけをされたものが多々あったというふうに思っております。

そういう中で、これは必ずしもコロナ禍にということではありませんが、従来からということで、郡上市にとっても様々の医療については課題を抱えているところでございます。そういう中で、今お話がありました公的、あるいは民間の医療機関等の役割と連携ということで何点かございました。

先ほど冒頭おっしゃいましたけれども、郡上のこの地域医療を守り育てる郡上市ビジョンというのは、現在が令和2年度までで第2期でございまして、これからつくろうとしているのが、本来、令和3年度から始まる第3期のビジョンということですが、これがちょっと策定が遅れているというところでございます。申し訳ございませんが、そういうことであります。

こういう中にもいろんなことをうたっているわけですが、まず公的の医療機関、あるいは民間の医療機関等でいろんな連携をしていくということの中で、1つは郡上市医師会という、これはお医者さんの組織でありますけれども、これはまさに公立・民間を問わず、医師の皆さんが会員になって、いろんな問題について協議をしておっていただく、あるいは協力をしておっていただく組織でございます。

これは、非常にそういうことで、現在は杉下先生が、医院の院長さんが会長さんでございまして、

まさに民間の医院の先生が会長さんをやっていただいて、またそういう中に、私ども郡上市の市民病院や白鳥病院の医師等も入っているということで、まさに公民協調する一つの重要な場だと思います。

今回のコロナワクチンの接種についても、昨日、健康福祉部長から申し上げましたが、郡上市としては各医療機関で対応していくということですが、これのいろんなことについても、まさに公民問わず、密接な協議を今いたしていただいているところでございます。

それで、今お話がありました何点かではありますが、確かに御指摘のように、郡上市のように、いわゆる5つの病院と、あとはたくさんの民間の医院、あるいは公立の診療所というような構成の中で、御指摘ありましたように非常に医療も技術が進んでおりまして、例えばCTであるとか、MRIであるとか、あるいは心カテーテル装置なんかもそうでございますが、そうした高額で、かなり大規模な機器というのは、誰もが整備できるものではございません。

郡上市においても、なかなか病院経営が厳しい中で、何とか必要なものはそろえているということではありますが、大切なことは、そういう特に先端の高額の医療機器については、整備しているところについて、例えば市内の民間の医院さん、そういったところがかかりつけ等で抱えておられる患者さんの例えば検査をしなきゃいけないというようなときには、現在は市民病院でそういうCTとか、MRIの検査を、そういう医院のほうの御依頼で、医院のほうの医師の診療行為の一つとして、市民病院の機械を使っただいておるということでございます。

また、北部のほうでは、私どもの国保白鳥病院と、それからすぐ近くですけれども鷺見病院との間では、いろんな必要な機器について相互利用ということで、これはまだ実績は余りないようでございますが、必要なときには利用をし合うといいますか、そういう連携もされているというふうに聞いております。

それから、特に今、病病連携という意味では、それぞれ病院によって診療科が違うものがありまして、これは、例えば民間の八幡病院で、例えばですが、まずは受け付けたけれども、市民病院のほうへ診てほしいというような形で紹介があったりとかというような、相互に患者の紹介といたしますか、そういうふうなこともなされておるところでございます。

そしてまた、病診連携ということでもありますけれども、これについても、もちろん北西部の地域医療センターでは、これは公立の僻地の診療所のお互いの助け合いということもやっておりますが、例えば白鳥病院では、民間の2つの医院と平成29年度以来、例えば民間の医院の先生が不在になるときに白鳥病院のほうから医師を派遣すると、こういう助け合いといいますか、そういうようなことも実施をいたしているということでございます。

今、幾つかの例を申し上げましたけれども、目指すところは、非常に少ない医療資源の中で、郡上市として、全体として1つの地域医療機関というような形に機能が発揮していけるようにしてい

かなければいけないというふうに思っております、私どもといたしましては、公立の2病院と、それから民間の鷺見病院、八幡病院のそれぞれ4病院の院長さんと事務長さん、そして私ども行政というような形で、郡上の地域医療を今後どうしていくかというような形で、懇談会といいますか、郡上市地域医療関係機関懇談会というようなものを開催して、これからのことを考えていきたいと思いますという会を設けております。

しかしながら、この令和2年度はコロナの関係で、そうした関係者が近くで寄り集まること自身も気をつけなければいけないというような形で、残念ながら、令和2年度は開催をいたしておりませんが、今後ともそうした場を活用して、いろんなおっしゃるような公民の連携というようなものを密接に図ってまいりたいというふうに思います。

(12番議員挙手)

○議長（山川直保君） 12番 森喜人君。

○12番（森 喜人君） ありがとうございます。2つ目なのですが、今度は医療・保健・福祉との役割分担と連携ということであります。

介護療養病床というのが病院の中に今でもありますけれども、これは厚生労働省のほうからなくすようにということが、たしか平成27年度ぐらいまでだったと思いますが、そういった指示が出たことがあります。

しかし、現実には、それができていないというのが現実であります。こうした介護療養病床から福祉施設への流れをつくったらどうかということを私は考えております。そのための情報交換であるとか、相互理解、地域連携というのは必要ではないかと。

岐阜市では、ほとんどこの療養病床はないというふうに聞いております。そういった中で、郡上市として、こういったものを目指すという意味において、どのようにお考えかをお聞きしたいと思います。

○議長（山川直保君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 病院には、とにかく病気になったということで、すぐ入院をしなきゃいけないというような急性期、それから回復期、それから慢性期というような、それぞれ症状に応じていろいろな病床が用意をされているわけでございますが、その中の、一応いろんな危機は脱したんだけれども、かといって病気が全快するというわけにはいかないというような形で、長期療養を必要とするというような意味のことに対応する、いわゆる療養病床というのがあるわけでございます。

この療養病床は、確かに非常に介護の問題とも密接につながっております、確かにいろんな医療費の問題とか、いろんなことも含めて、でき得る限りそうした介護への移行、あるいは在宅療養への移行というようなことで、この療養病床というのはこれまで、これからの国民の医療費の負担とか、いろんなことを考えて、適切な病床数にする必要があるということでは言われているわけでござ

ざいまして、今後、県の地域医療構想とか、あるいは先ほど申しあげました郡上市内の医療関係者、あるいは福祉の関係者、こうした方々とのいろんな調整の中で、郡上市においても必要な療養病床というものを、必要なものは必要でございますので、確保しながら、適切な病床数の姿というものを考えていく必要はあろうというふうに考えております。

(12番議員挙手)

○議長(山川直保君) 12番 森喜人君。

○12番(森喜人君) ありがとうございます。3つ目に入りたいと思いますが、市民協働に基づく、市民・医療・行政との役割分担と連携ということであります。

このこと非常に重要でありまして、1人の患者として、お医者さんになかなか物は言えないといえますか、そういう立場でもあるわけですが、そうしたお医者さんにお任せ医療といえますか、全部お医者さんに任せてしまっているということがあろうかと思えます。

私の知り合いでも、お医者さんから指示された薬を毎朝片手にいっぱい、がっとならんで飲むんですね。それが正しいと思っておられる、それでいいと思うんですが、ただ、私としてはどうもどうかなというふうに思うので、そうしたこともなかなかお医者さんに言えないということがあるのではないかとあります。

お医者さんは神様のようなふうに思っておられる方もいるわけでありまして、そうしたことを考えますと、私たち一人一人がしっかりと自分の考えを持って、知識を持っていくということが必要なのではないかとことも思えます。これは、私たち自身がそうならなければならないというふうに思うわけでありまして。

それから、今回の郡上市地域医療確保検討委員会というものの中で、先ほど市長が示されました資料の中に、いろんなデータが出ています。先ほど、医師数はこの郡上は大変少ないけども、病床数は多いんだというようなこととか、そうしたことが出ていますが、そうしたありのままのデータ、資料というものをオープンにする。もっとオープンにして、そして市民、そして医療関係者、行政、議会が一堂に会し、今後の郡上市の医療について検討する場がもっと必要ではないかと私は思っているわけですが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

また、市民がもっと医療に関心を持って、市民目線で関わるということが必要ではないかというふうに思えます。一番最初のテーマの中に、民間には分かりにくい医療だということを申しあげましたけれども、もう少し市民が勉強して、市民目線で物を言える、そういった雰囲気といえますか、そうしたことをつくるのが重要ではないかなということも思っております。

そして、国際政治学者の三浦瑠麗さんという方御存じかと思いますが、非常に美しく、切れる方でもありますけども、この方が医師会について話をしておりました。医師会とけんかしてまで医療体制の拡充を進めてこなかったのは、政府が医師会に気兼ねをしていたからだというふうに話しま

した。

つまり、今回のコロナウイルスの関係で、第3次パンデミックが起きたときに、結局医療施設が少なかったわけです。これ本来、医師会が前もって準備をしておく。そして、その準備をするためには、政府は10兆円の予備費を準備していたんです。これ去年の5月でありますけども、それを使って、本来ならば医師会はしっかりとしたものを準備しておかなければいけないということ、三浦さんが言うておられるわけで、そうしたことに對して、政府はもっとももっとしっかりとした意見を言うておくべきではなかったかということ、言うておられるわけですが。

こうしたことが、郡上市においても医師会に対する気兼ねといいますか、遠慮といいますか、そうしたことがないかなと、私はちょっと心配をしているわけでありまして。そうした点において、民間、市民協働に基づく、市民・医療・行政との役割分担と連携ということで御答弁を頂きたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（山川直保君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 議員の言われる、市民協働に基づく、市民・医療・行政との役割分担と連携と、こういうお話でございますけども、前々から郡上市の場合に、私たち市民は、お医者さん、あるいは医療機関に守られているという、その反面、私たち市民がお医者さんや医療機関を守らなければいけない。それは双方向であるという認識の下に、地域医療を考えていかなければいけないということ、これをずっと、これは心ある市民の皆様方はそういうふうにしていただいで、そしてそのための場を設けてまいりました。

なかなかおっしゃるように、お医者さんは白衣を着ておられて、病院や医院に行きますと、私たちもなかなか通常どおりには物は言えないといいますか、そういうこともあるわけですが、お医者さんも白衣を脱げば一人の人間でございます。そういうことで、郡上市では、先ほど来出ております郡上の地域医療を守るビジョンをつくるため、あるいは特に公立の2病院のいろんな医療改革といいますか、そういうようなことも知ってもらおうということで、先ほど来出てまいりましたが、申し上げましたけども、この郡上市の地域医療確保検討委員会というものを設置いたしております。

議会の代表、それから市民の代表として自治会や福祉団体、児童団体、市民公募というような形で、あるいは医療機関の代表、学識経験者というようなことで、15名ほどで設置をしているわけですが、こういう場で地域の医療というものをしっかりと、先ほど申し上げましたように、私たちは医療に守られているけれども、お医者さんや医療機関を市民が守っていく。やたらとコンビニ受診とか、いろんなことをしないようにとか、そういうことでやってまいりました。

こういうもののほかに、平成19年から郡上市の自治会連合会などが中心になりまして、郡上市の地域医療を考える市民フォーラムというものを開催してまいりました。まさにこのフォーラムは、

こうした地域医療に関心を持っておられる市民の皆さんが集まられて、そしてお医者さんがそこへ加わって、ふだんの白衣を脱いで、夏であれば半袖のシャツで、本当に気軽に来て話をされると、そういう中で意見交換をすると。

こういうふうな形で、郡上の市民は郡上の医療の実態や、あるいは先生のいろんな形で随分勤務も、結構過重な勤務をしておっていただくわけですが、そうした実態もよく知っていただいているというふうに思っております。

このフォーラムは平成26年度頃から、郡上市全体でなくて、今度はもう少し地域ごとにやってみましょうというような形で、名前もそういう地域医療を考えるがやがや会議というふうな形で開催をしてみました。今大体、郡上市内で7地域について順次やっておりますが、今年度、実は残りの八幡、和良地域において、そういう地域医療を考える取組をやるうとしていたんですが、コロナの関係でできておりませんけれども。こうした形で、地域ごとで、より地域に密着する課題等も取り上げられると思いますが、お医者さんと、あるいは市民、あるいは行政機関というような形で、この地域医療を考える会というものをやってみました。

これは今後も続けていきたいと思いますが、こうした形で、市民の皆さんが郡上市の地域の医療の実態を知っていただく、あるいは医師の先生方の勤務の実態とか、これは医師だけではございません、看護師であるとか、その他医療従事者も含めてですけれども、理解を深めると、こういう機会を今後とも持っていきたいというふうに思っております。そういう中で、先ほど来出ております、いろんな形での相互の連携を深めていきたいというふうに思っております。

なお、私も、郡上市の医師会の先生方とは、何か物が言えないという形ではなくて、お互いに率直にいろんなことをお願いしたり、物を言ったりという形にあるというふうに考えております。

(12番議員挙手)

○議長(山川直保君) 12番 森喜人君。

○12番(森 喜人君) ありがとうございます。今市長の話を聞いておりまして、一番感銘を受けたのは、郡上市全体を1つの医療機関として捉えていくということだと思います。それぞれの先生方にも役割があつて、生活もあつてということだと思いますので、そうしたことをみんなでタッグを組んでやっていくということだと思います。

ただ、今白鳥病院で進めております、ああいった在宅医療のことがあります。なかなか民間の先生方まで声がかかってないということも聞いておりますし、それから向こうは白鳥から北部の関係をやっているんですが、私が思うのは、杉下先生も言っておられましたけれども、在宅医療をやって、こちらの八幡のほうでやっても、やっている人がいたんですが、年がきて、なかなかそれができなくなっているんだというふうに言ってみえました。そうした意味では、白鳥病院からこちらに来るということも可能ですし、全域をそうした在宅医療で網羅するというのも必要なんで

はないかなということはずっと思っております。

白川村へ行くよりは、はるかにこちらのほうが近いわけですし、そうした在宅の医療をもう少し充実させていくということも必要なのではないかと。そして、そこに市民病院と民間の鷺見病院だとか、八幡病院というのがあって、しっかりとした形で医療体制を守っていただくということが必要なんではないかと思えます。

今市長が言われましたように、医師会とは何だわだかまりがないというお話でありましたので、ちょっと安心しましたけれども、しかし、ドクター同士はなかなか話ができない部分もあろうかと思えます。その中で市の役割というのは極めて大きいと思えますので、そうしたこともまたしっかりと念頭に置いて御努力いただきたいというふうに思えます。

本日は、こうした形で一般質問できましたことを感謝申し上げます、私の一般質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（山川直保君） 以上で、森喜人君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分を予定いたします。

(午前11時02分)

○議長（山川直保君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時15分)

◇ 尾村忠雄君

○議長（山川直保君） 15番 尾村忠雄君の質問を許可いたします。

15番 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、今回は、昨年7月に国において観光戦略実行推進会議が行われて、休暇の分散とワーケーションの推進が提案され、市においても早速に事業に取り組んでいただいておりますので、今回はワーケーションについて質問をさせていただきます。

ワーケーションの関連と申しますか、テレワーク、リモートワーク、この質問については、12月議会において14番議員、そしてサテライトオフィス、これについては4番議員がこの後質問をされます。私は、今回はワーケーションの質問でありますので、どうかよろしく願いをいたします。

ちなみに、横文字ばかりの事業でありまして、ワーケーションというのは造語かもしれませんが、働きながら休暇を取るというような意味だそうでありますので、よろしく願いをいたします。

それと、二、三日前に移住のガイドブックを頂きました。これ所管であります市長公室付部長さ

んのほうから頂きました。これを読んだところ、郡上の7つの地域のいろいろというようなことで、旧町村のいろんなことが載っておりました。私は、今回のこの質問につきましても、こういった地域のいろいろなところをアピールすることによって、事がなっていくのではないかなってことを思っております。

いずれにしても、これは移住に対する冊子でありますけれども、私は、心身の癒やすところを考えたときに、こういった書を読みながら、企業の方々もいろいろ企画できるのではないかなというのを思っております。

ちなみに、キャンプ場等々におきましても、郡上市にもたくさんあります。また、癒やしの部分では温泉等々もたくさんありますし、白鳥で休んでおりました温泉も3月の最終日ぐらいにオープンするというような話を聞いております。

先ほど17番議員もおっしゃっていましたが、人口減少、また空き家対策等々に歯止めがかからない、そういった現状を見ると、ワーケーションの事業は大切ではないかなと思っております。そういったことを含めて質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響により、近年順調に伸びてきていた外国人観光客の受入れもほぼなくなってきた状況であります。また、国内旅行においても、Go To トラベル、Go To イートキャンペーンなどによって、旅行や観光、特に飲食業界は一時的に回復傾向にありましたが、12月以降の感染拡大により、県による緊急事態宣言などで、それらの事業も停止となりました。

また、冬季が一番の集客、稼ぎどきであります市内のスキー場をはじめとする観光事業者にとっては、依然として厳しい状況であるとのことでもあります。

さて、ネットによりますと、国においては、最近進められてきている働き方改革や新型コロナウイルス感染症等含めた災害によって懸念されている東京一極集中のリスク回避なども引き金となり、地方での滞在や地方にサテライトオフィスを設置するなど、拠点を分散することでリスクの管理を行えるよう、見直しに拍車をかけていることでもあります。

そうしたことを踏まえ、郡上市においても、観光需要の回復と関係人口の創出に向けた新たな取組として、9月補正でワーケーション推進事業について2,000万円ほどの予算を議決いたしました。

観光立市郡上を政策の旗印と掲げている郡上市として、ワーケーションやテレワークを行う企業、また、そういった企業で働く人たちを誘致していくための取組は大変重要な事業だと考えております。

9月議会から約半年が過ぎましたが、ワーケーションの全国的な傾向と郡上市のワーケーション事業における取組について、まず1点目お伺いをいたします。

○議長（山川直保君） 尾村忠雄君の質問に答弁を求めます。

河合市長公室付部長。

○市長公室付部長（河合保隆君） それでは、失礼いたします。初めに、全国的な傾向などについてお答えをさせていただきたいと思います。

御紹介のとおり、ワーケーションは、ふだんの職場や居住地から離れて、リゾート地など観光地をはじめとする全国の地域で、その地域の魅力に触れながらテレワークを活用して働くスタイルのことを意味しております。

昨年4月以降の緊急事態宣言下において、これまで当たり前に行ってきた出社を伴う仕事ができなくなり、在宅での勤務が急速に広がりを見せました。離れた場所でも問題なく仕事ができることが実証されたというものでございます。

そして、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために不要不急の外出が呼びかけられ、旅行も自粛せざるを得ない状況の中で、仕事と余暇を両立できるワーケーションが新しい旅のスタイルの一つとして、観光庁でも検討が進められてきたところでございます。

こうした状況の中、地方においては、ワーケーションでの滞在をきっかけに関係人口の獲得や、サテライトオフィス誘致などに期待が寄せられているといったところでございます。

全国の自治体の動向でございますが、既にリゾート地でのテレワークに取り組んでいた和歌山県、また長野県が中心となりまして、令和元年11月にワーケーション自治体協議会が設立されております。設立の当初は65の団体で構成をされておりました。加入がございましたが、令和2年7月以降、急速に加入自治体が増えまして、8月末には100団体を超えました。郡上市も9月に加入をさせていただいたところでございますが、現在では172になっております。なお、岐阜県内では郡上市のほか、揖斐川町、また白川町さんが加入をされております。

この協議会では、今年度、シンポジウムや体験会、オンラインセミナーのほか、情報の交換をする場などが持たれております。次年度も滞在モデルプラン造成やお試しツアーの実施、ウェブプロモーションなどなど、加入自治体において様々な取組が計画をされているところでございます。

一口にワーケーションと言っても、企業や個人がワーケーションに求める目的によって、滞在先での過ごし方は大きく異なると感じております。これを大別いたしますと、リフレッシュを目的として、一般的な休暇を中心としつつ、テレワークにより仕事の時間を確保していこうとするパターン。また、スキルアップや合宿、これは短期集中的に新規事業を企画するなどの業務を指しておりますけれども、こういったことで企業が研修の一環として職員を派遣するパターンなど、こういった2つのものが想定されるのではないかというふうに思います。

郡上市には、豊かな自然環境に恵まれていることや多くの観光スポットを有していること、またアウトドアスポーツなど、余暇を楽しむメニューが多くそろっていることなど、ワーケーションを受け入れる要素は十分にあると考えております。現に市内の宿泊施設では、既に個人利用で、ス

キーを目的に長期で滞在をされているといった方がいるという情報も頂いておるところでございます。

次に、今年度の事業の進捗についてでございますが、昨年9月下旬より開始したワーケーション推進調査業務では、市場調査といたしまして、都市部企業へのヒアリングを行ってまいりました。そして、郡上市に関心のある企業さんのリストのほうも作成をしてきたところでございます。10の企業、機関が、本市のワーケーションに対しまして高い関心を示されているとの報告を受けております。

また、市内の事業者や施設にアンケート調査、ヒアリングを行い、ワーケーションへの関心度やテレワーク環境の有無など現状の把握を行うとともに、市内事業者向けの説明会とワークショップを開催いたしまして、ワーケーションの受入れに適した施設環境や滞在メニュー、また情報発信の仕方や交通などについて説明をし、参加された宿泊施設、体験施設の事業者の皆様からは、早速取り入れてみたいとの感想が寄せられたところでございます。

このほか、郡上の地域資源を生かしたワーケーションのコンセプトづくりや長期的なビジョンの作成なども行ってきたところでございます。

さらに、事業の繰越しの承認を頂きまして、本年2月中旬からは、パンフレットや動画、専用ウェブサイトなど、情報発信媒体の制作を開始いたしました。地方滞在に興味や関心の高い層に人気のサイト等へ情報掲載も併せて行いまして、注目度を高めていきたいというふうに考えておりますし、今後、企業へのアプローチ、営業等も実施をしていくこととしております。よろしくお願いいたします。

(15番議員挙手)

○議長（山川直保君） 15番 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） 詳細な御答弁ありがとうございました。今年度の事業進捗状況については、郡上市に関心のある企業がたくさんあるということでありまして、また市内の業者も御理解を頂いております、こういった相互の気持ちが一番大切ではないかなってなことを思っております。

それともう一つは、ワーケーション自治体協議会ですか、これにも昨年の9月参加したということですので、私は、市としてもこういった組織に関わることによって研さんを図り、郡上のアピールポイントを発案していただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、取組については、多くのジャンルの中で事業拡大を図って、ハードルを超えて鋭意進めていただきますようよろしくお願いいたします。

次に、新年度予算においてもワーケーション推進事業予算が計上してあります。これは、次なる施策の予算であります。都市の企業においては、ビジネスのスキルアップを図り、会社に好影響を与えることが大切と考えております。こうしたことを踏まえ、令和3年度予算でも継続してワー

ケーション事業を推進していくことではありますが、3年度事業として実施する事業について、内容と狙い、そしてまた、市として確認しているワーケーション事業の課題点についてお伺いをいたします。

○議長（山川直保君） 河合市長公室付部長。

○市長公室付部長（河合保隆君） それでは、令和3年度の取組と事業を推進する上での課題という点につきましてお答えをさせていただきます。

令和3年度の前半につきましては、先ほど御説明申し上げました、繰越しをさせていただいた情報発信媒体の制作や誘致活動が主となってまいります。夏以降におきましては、令和3年度事業といたしまして、さきの調査でヒアリングを行った都市部企業で、郡上市でのワーケーションに前向きな反応を示されている企業の人事担当者の皆様などを対象といたしまして、モニターツアーというものを行っていきたいというふうに考えております。

このモニターツアーでございますが、2泊3日程度で、それぞれ5人ぐらいを定員といたしまして、2回に分けて行うとか、こういったことを考えております。本市の豊かな自然に身を置くことで、心身の回復や自己啓発、スキルアップ等の効果が期待できる、独自性の高いプログラムを提供していきたいというふうに考えております。

その際には、より具体的なニーズや課題等を聞き取り、さらに今後の受入れ体制の整備であったり、また、体制の充実といったことにつなげていけたらなというようなことを考えております。

このほか、今年度も実施をさせていただきました市内事業者向けのワークショップ、同じように発信の仕方であったりとか、滞在する際のメニューづくりであったりと、そういったことをする勉強会のような形でございますが、こういったワークショップのほうを開催し、事業の周知であったりとか、誘致活動に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

ただ、ワーケーションでございますけども、もろ手を挙げて進められるという、そういう状況ではないということもあろうかと思えます。これは、テレワーク企業の導入企業の経営者の5割が、ワーケーションに興味を持ちつつも、その約7割が日頃の勤務評価、勤怠管理などに課題を感じているという、こういう調査結果もございます。企業がワーケーションに取り組むには、この就労制度、働く制度というものが高いハードルになっているという点については、否めないものというふうに感じております。

今年度行いました都市部企業へのヒアリングの中でも、こういった御指摘というものはございました。一方で、企業の生産性の向上や職員のスキルアップにつながる研修というものには、非常に高い関心を示されておられます。郡上に行かなければできない企業研修など、独自性のあるプログラムを提供するワーケーションによりまして、このハードルというものを超えていきたいなということを考えておるところでございます。このことは、他地域との差別化、また、郡上市でのワー

ケーションのブランド化というものにもつながるものではないかというふうに考えております。

議員御指摘のとおり、コロナ禍の中、新たな働き方としてワーケーションの取組は各地で始まりました。今後、自治体間の競争と申しますか、あちこちでワーケーションという取組が進んでいくというふうに思いますし、そうなった場合、まずは都市部に近いところ、交通の便がよいところ、こういったところから選ばれるという可能性と申しますか、傾向と申しますか、こういったこともあるのではないかと申すように考えております。

今後、全国各地で都市部に向けてワーケーションの呼び込みが行われる中で、この郡上市が選ばれるために、ほかの地域にはないプログラムと、その魅力を伝える情報発信というものが必要になってくるというふうに考えております。

今年度の調査業務では、本市で行うワーケーションのコンセプトづくりを行ってまいりました。本市には、長良川をはじめとする多くの美しい河川、そして水を育む豊かな森林がございます。また、これらと容易に触れ合えることができること。そして、これらの価値を伝える人材がいること。そしてさらに、山間地域の、しかも河川の源流域でこのワーケーションを行っているということは、全国的に見ても珍しいと申しますか、ないというようなことから、源流域でのワーケーションというものをコンセプトに掲げて事業の組立てを行っていきたいというふうに考えております。

このほかに、お問合せありました課題という点につきましてでございますけれども、仕事をする場所としての施設が少ないということが挙げられようかと思っております。本格的なテレワークに対応できる施設といたしましては、NPO法人が運営している、八幡町小野でございますHUB GUJOさんだけでございます。市内には通信環境、Wi-Fi環境でございますけれども、こういう環境にある公共施設や観光施設、また多くの宿泊施設のほうでも、この通信環境というのはいま既に整えられておられるようでございます。

ただ、仕事をする場所、こういったものを前提といたしまして施設を造られていると申しますか、施設にそういった設備は設けられている、そういうしつらえはしてあるという、そういったところはほとんどないというような状況でございます。これは、今年度の調査の中でもそういった傾向が、結果が見られております。

当面は、仕事をする場所について、市内宿泊施設、宿泊、お泊まりをいただいた部屋であったりとか、そのロビーであったりとかという、こういった宿泊施設の活用ということで、中心に展開をしていきたいというふうに考えておりますけれども、市が保有しております観光施設であったりとか、文化施設の中には、こういったワーケーションであったり、テレワーク、こういったところに適しているだろうというふうに思われる施設も幾つかございます。今後、利活用に向けた調整を図っていくという、そういった必要性も感じているところでございます。

また、郡上へお越しいただく企業の皆様、また個人の方々の中には、数週間から長期的な滞在も

これから出てくるのではないかなというような、これワーケーションが本格的に展開できたらということですが、本格的な展開がして以降ということになります、この中長期滞在も予想されるというふうに思っております。

そのような滞在に対応できる宿泊施設、また貸し家といいますか、そういったものもどのように確保していくかというのも一つの課題というふうに考えられますし、また、滞在中の移動手段というのも一つの課題として挙げられようかと思えます。公共交通だけで賄い切れない、担い切れない部分をどのようにして確保していくかというところで、市内の事業者さんによるレンタカー事業の取組であったりとか、専門業者の誘致、こういった移動の仕組みづくりということも検討をしていかなければならないというふうに考えております。

また、ワーケーションでこちらへお越しいただいた企業、個人の方々と地元企業との事業の連携であったりとか、地域の中での交流、そして地域課題解決への貢献といいますか、企業さんからそういったお求めなどあるかというふうに思います。滞在中には、こういった様々なニーズが想定されるものというふうに考えております。そのような多様なニーズに対応できるように、滞在をコーディネートしていかなければならないというふうに考えておまして、中間支援組織と商工関係や地域づくり団体など、関係機関の連携体制ということについても、併せてその構築という部分に目を向けていかなければならないというふうに考えております。

まだまだこのほかにも課題というものは多ございます。これは、企業様のニーズが多様であればあるほど、それに対応していかなければならない案件も多くあるということかというふうに考えております。できることを着実に進めながら、早期の受入れについて進めてまいりたいということを考えておるところでございます。

最後に、岐阜県さんにおきまして、令和3年度には関西圏の企業に向けて、県内の宿泊施設を活用した、福利厚生を目的とするリゾートテレワークを売り込んでいこうというような計画があるやに聞いております。

キーワードといたしましては、温泉、そしてスキーということだそうでございます。スキーについては、郡上市におきましてモニターツアーの実施というものを検討されておるといふふうにお聞きをしておりますので、こうした取組とも連携を取りながら、郡上市としての取組を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

(15番議員挙手)

○議長（山川直保君） 15番 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。ただいま御答弁頂きました郡上市のワーケーションは、他の地域との違いを明確にして、差別化が必要であると。もう一点は、郡上市は豊かな自然等を使った多様な体験コンテンツ、つまり源流域でのワーケーションのコンセプトとして実行す

ると答弁をさせていただきました。私は、まさにこういったことが企業の社員の方々の心身への好影響を与えるということは、まさにこれが郡上市のアピールポイントだと考えております。

また、事業者を進めていく中では難問、課題があるということでもあります。先ほど仕事をする場所があるかとか、また交通手段等々のお話がありましたけども、その中で県の予算もあるということでもありますので、これを活用しながら、地域と企業の連携を取ってやっていただきたい、そう思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、3点目の質問をいたします。さて、ここで私の知人の話をしますと、現在、システム会社よりプログラムの仕事をもらって、家で仕事をしております。仕事は主に東京、大阪、名古屋等の通信の会社や病院等々であります。子育てやプライベートのことなど自由に時間を使えて、充実した生活をしておるといふことでもあります。

先般、私がワーケーションについて質問をすることを話すと、私の仕事は会社の社員ではないので、ワーケーションとは少し違うけど、会社と本人との信頼関係で仕事が成り立っているとのことでした。それには、生活シーンを成功させる、昔は年功序列の違いはあったけれど、能力主義、結果主義の違いについても把握していなければならないということでもありました。

いずれにしても、これは企業側の話ではありますが、今現在、新型コロナ禍の中、一気に拡大し、市民権をも得たテレワークについても、働き方改革の多様化による場所を選ばない勤務形態や、密になりにくく、感染者数が少ない地方が注目を受けることとなり、郡上市出身者についてもUターンや、郡上に人や仕事を呼び込む様々な効果を期待することができればと思っております。

最後に、市として、ワーケーション事業を進めていくことで、どういったメリットを見いだしていくのかを市長にお伺いをいたします。

○議長（山川直保君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思えます。

河合部長のほうからいろいろ答弁をさせていただきました。今、コロナ禍というこういう社会環境の中にあって、一つの可能性を追求していきたいということでございます。

まず、今の御質問にお答えする前に、私も思いますことは、今回のコロナ禍ということで、社会において、あるいはビジネスの世界においてもそうですけれども、様々な変化というものが出てきております。それは、先ほどもお話がございました一極集中から地方への志向であるとか、あるいは働き方もオンライン会議であるとか、テレワークであるとか、今のワーケーションであるとか、そのほか様々なことが、あるいはデジタル化とか、変化が表れてきているわけですけれども。

こういう変化の中には、今コロナ禍で致し方なくやっているけれども、そういう制約、支障がなくなれば、すぐ元へ戻る、そのほうがいいよねというものと、それから、今回のこういうことをきっかけとしてやってみたら、これは意外といいねと。これは、むしろコロナというような、そ

う差し障りがなくなっても続けていったほうがいいのじゃないかと、そういう価値があるねという、これを発展させていく必要があるねというようなものとあると思います。

したがって、私たちはそういうものを見極めるということ、そして必ずしも余り過大な期待を抱かないということも大切だというふうに思っている次第でございます。

そういう中で、先ほど部長がお話しましたように、郡上市としてのワーケーションの取組というものを今進めているわけでございますけれども、ぜひ今回、そういうことで、仮に郡上市が続ける、取り組むワーケーションというものは、仮にコロナによるそういういろんな移動の支障とか、いろんなものが仮になくなったとしても、生き延びることのできるような取組ができればというふうに思っております。それは、新しい価値の創造ということだろうと思います。

仕方なくこういう方法を取るということではなくて、これはやってみたら非常に今後の、例えば働き方改革であるとか、いろんなことから価値のある取組だというようなものであればというふうに思っています。

そういう意味で、先ほど源流というような郡上の特色を生かしたような、例えば企業の研修、社員の皆さんのリフレッシュであるとか、そういう一種の合宿、宿泊というようなことを兼ねて、その企業の職員同士の、社員同士の人間関係が格段によくなるとか、あるいはそういう機会に何らかのいろんな創造的なアイデアの創造であるとか、そういうようなことができると、非常に郡上へ行って、そういう意味でのワーケーションというようなことをやったら、その企業にも非常にいい結果が生まれるというようなものがあればというふうに思っております。

先ほど来お話ししましたように、部長からもお話ししましたように、このワーケーションということを展開していくためには、今苦境に陥っている観光というような分野において果たす役割が非常に大きいというふうに思います。宿泊施設の問題であるとか、そうしたことに好影響をもたらすものではないかというふうに思っております。

ぜひ市内の宿泊施設の皆さんはじめ、このワーケーション、あるいはテレワークというような形の受皿を積極的に整備していただければというふうに思いますし、また、郡上へ来たときの、来られたときの過ごし方というようなものに対して、独自の楽しさのある、価値のある提案がしていただけるような、そういうようなことをお願いしたいというふうに思います。

いずれにしろ、今非常に苦境に立っている観光というような分野に、こうしたものを生かしていかなければいけませんし、そういうやり方次第でメリットがあるのではないかというふうに思っております。

それからもう一つは、こうした形で多様な方がこの郡上へ来ていただけるということであれば、そこに郡上の人たちとの間に交流が生まれるというようなことで、よく言われている関係人口の創出というようなこと、あるいは一定の期間滞在をしていただければというふうな中で、郡上の様々な

事業、企業をやっているような人たちとの間で交流というようなことで、いろいろコラボレーションができるというようなことも期待ができるのではないかというふうに思っております。

それから、議員御指摘のように、郡上市は人口がなかなか減少をして、郡上市で生まれ育った人たちも、郡上市ではなかなか自分の思うような仕事ができないと。したがって、外へ出るというような状況がずっと続いているわけですがけれども。

一定の条件が確保されれば、結構東京や大阪や名古屋でやっている仕事も郡上で帰ってきて、例えば親御さんたちと一緒に暮らしながら、いろんなことができるというような時代があるいは来るかもしれないという、私もそういう夢を持っておりますけれども、そういうことにもワーケーションとか、サテライトオフィスというようなものが、一つの活路を開いてくれればというふうに期待をいたしております。

いずれにしても、ただ、これは新しい試みでありますし、先ほど河合部長が申しましたように、いろんな企業の側からも課題があるし、それから働き手の側からも、せっかく休みを取って行ったのに、また行き先で上司とズームかよというような、そういう遊ぶなら遊ぶ、休暇するならばと割り切りたいと、むしろ休暇に行つてまで仕事を持ち込みたくないというような、働く側からのワーケーションというものに対する心配とか、そういうようなこともありますので。

さっきも言いましたように、働き手の側からいっても、あるいはそういった企業の側からいっても、新しい価値を創造する新しい働き方、そういうものができるようなワーケーションというものが生き残っていくんだろうというふうに思いますので、周囲のいろんな状況等をしっかり見ながら、何とかこうしたプロジェクトを進めていきたいというふうに考えております。

(15番議員挙手)

○議長（山川直保君） 15番 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。市長さんの言われることと、私も一緒の思いであります。コロナ禍もきっかけになったかもしれませんが、企業として会社を存続していく意味で、私はこういった形がベターになってくるのではないかなってなことを思っております。

将来的には、それぞれの会社で思うことでありますけれども、こういった形で企業が発展するような気がしていますので、今後、それぞれの考えがある中で、郡上市を選んでいただいた企業の皆さん方には本当に感謝をして、できるだけのことをやっていかなければならないなことを思っております。

その中で、セキュリティーとか、インターネット発信、こういったことも大切なことではないかなってなことを思っております。また、市長が言われる関係人口の創出、地域産業の活性化については、ワーケーション事業によって、おのずとうまくつながっていくような、私は気がしております。

新型コロナウイルス感染症の影響によって、今後、企業も政府の言う働き方改革を踏まえて、業務の効率化を図っていただけたらと思っております。郡上市にとっては、このワーケーションの事業が、ひいてはサテライトオフィスを設置する企業が増えてくることを期待しまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山川直保君） 以上で、尾村忠雄君の質問を終了いたします。

それでは、昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定します。

(午前11時57分)

○議長（山川直保君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 渡 辺 友 三 君

○議長（山川直保君） 16番 渡辺友三君の質問を許可いたします。

16番 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

2点でございますが、他の議員の皆さんとなるべくかぶらないようにということで、いろいろ考えてきましたけれども、よろしく願いをいたします。

まず最初に、成人年齢引下げを控えてということで、来年の4月1日には、成人、現在は20歳ですけれども、これが18歳に引き下げられるということでありまして、年齢引下げによる権利と、また義務が発生するが、若い皆さんには、それぞれ助言が必要でないかというようなことを思っております。

我が国では、明治から今日まで約140年にわたりまして、成人年齢は20歳と民法で定められてまいりました。近年では、憲法改正による国民投票の投票権が平成19年5月に改正され、また、平成27年6月には公職選挙法の選挙権年齢の改正も行われるなど、18歳、19歳の若者にも国政の重要な判断に参加してもらうための施策が進められている中で、今回、民法の一部改正により、2020年4月1日から成人年齢が20歳から18歳に引き下げられ、若年成人が誕生するのでありますが、これまで18歳、19歳は未成年者として規制もありましたけれども、保護もされておりました。

しかし、成人となることで、親の同意がなくても自分の意思で契約案件ができるようになり、これまでは未成年だからと契約破棄、トラブルによりましていろいろな問題が出てきたときに、未成年者取消権というものがございましたけれども、なくなるわけでありまして、

この未成年者取消権がなくなり、契約に責任を負うこととなりますが、これまでの親の元で何か

につけて保護されながら、実社会への十分な知識がなくても生活してきた若者が、権利と責任を得てトラブルに巻き込まれることを懸念いたします。これからの時代を背負っていく若者に少しでも安心を与えるために、契約行為などの知識や、また様々なルールを認識させる必要があると思いますが、お考えをお伺いしたいと思います。

また、通告書では1番、2番と分けておりましたが、同様の質問でございますので続けて行いますが、実社会で消費者被害に巻き込まれないための教育が必要ではないかという点であります。

成人となり、未成年者取消権による守りがなくなった若者を狙い打ちするような悪徳業者が出てくることも予想されております。契約を結ぶかどうかを決めるのも自分なら、その契約に責任を負うのも自分になります。社会経験乏しく、保護が全くなくなったばかりの成人を狙うなど、消費者トラブルに遭わないように金融教育等を行うことも重要だし、また、各家庭保護者にも、我が子がこれまでとは法的にも違うということを知らせ、知識を得ておく必要があるのではないかと思います。

行政といたしまして、この1年後に迫る成人年齢の引下げによるメリット、デメリットを若者や家庭に周知することが大切ではないかと思います。この点につきまして御答弁をよろしくお願いたします。

○議長（山川直保君） 渡辺友三君の質問に答弁を求めます。

佃教育次長。

○教育次長（佃 良之君） 失礼します。先ほど議員がおっしゃいました民法でございますけれども、民法が定める成年には、本人のみで有効な契約をすることができる年齢という意味と、父母などの親権に服さなくなる年齢という意味がありまして、議員さんも触れられましたように、親の同意を得なくても、例えば携帯電話を契約するですとか、一人暮らしの部屋を借りる、クレジットカードを作る、こういった契約などを単独で組むことができるようになるということでございます。

それから、親権に服さなくなるということで、自分の住む場所、進学や就職などの進路なども自分の意思で決定できるようになるということです。そして、さらにパスポートを取得したり、例えば公認会計士ですとか、司法書士といったような資格を取得したりすることもできるようになります。

ただ、飲酒ですとか、喫煙につきましては、法改正前と同じように20歳にならないということで、こういうことも併せて注意していく必要があるとは思っております。

このように、18歳で一定の権利が与えられるということは、それに併せて責任も課せられるというわけでありまして、支払い能力を超えた契約行為などを行わないなどの注意が必要となるので、こういうことにつきまして啓発が必要であると考えております。

こうした知識を習得するために、小中学校や高等学校では、それぞれの発達段階に応じた取組が行われております。また、国や県においても啓発資材を作成するなどして情報発信を行っております。

消費者教育として、小学校では、家庭科において消費生活・環境の項目で、買物の仕組みや消費者の役割、物や金銭の大切さと計画的な使い方についての理解、物の選び方、買い方、購入するための必要な情報の収集や整理が適切にできるような技能を学んでおります。

それから、中学校では、技術・家庭科の家庭分野におきまして、小学校での学びを発展させて売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応を理解したり、自立した消費者としての責任ある消費行動を考えたり、あるいは社会科の公民的分野では、消費生活と市場経済の単元で、身近な消費生活を中心に経済活動の意義について理解する学習も行っております。

それから、高等学校においてですが、市内の2高等学校の取組を紹介させていただきたいと思いますが、郡上高校では、1年生の家庭科の授業において、消費者教育や経済生活に関する学習を年間6時間程度実施しておられます。このうち成年年齢の引下げや民法の改正等につきましても、新しい副教材ですとか、Q&A、ビデオなどを活用して学習されております。

それから、郡上北高校であります。郡上北高校は岐阜県の県民生活課が所管します出前講座のモデル校となっております。今年度は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しまして、オンライン形式でございましたが、弁護士による契約関係などに関する講演会ですとか、クレジット会社による金融関係の講座を実施されたところであります。

このように、小中学校や高等学校においては、消費生活や経済活動に関する教育が実施されておりますけれども、こうした学校での学習も重要ですが、家庭における教育も、議員さんおっしゃられたように大切であると考えております。

金融や契約等に関する知識を身につけるための教材の一つとして、消費者庁の消費者教育ポータルサイトに、高校生向け教材「社会への扉」というものがあります。それから、金融庁のほうでも、子ども向けに暮らしと金融について学べるコンテンツを紹介しており、お金って何という基本なことから学べる小学生向けのものから、クレジットカードの使い方や株式の経済的な意義について学べる、中学生、高校生向けのものまで幅広くそろっておりますので、広報紙ですとか、ホームページなどで紹介したり、それから入ってくるお金の範囲で支出することや貯蓄をする習慣づけ、こういうものの大切さなどを家庭で話し合ってもらっていただくことも啓発していきたいと考えております。

改正民法の施行時期を見据えまして、また関係機関と連携しながら注意喚起を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(16番議員挙手)

○議長（山川直保君） 16番 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） それぞれ小・中・高、その段階ごとにいろいろと教育、勉強を進めておっ
ていただくということで、こうして心配しておるのが取り越し苦労という形で終わるならいいです
が、世の中にはいろんな人もいます。実際、この前の二十歳、成人式済ませた家庭に、今おたくの
息子さんと契約案件でってなことで、今どこにみえるとか、そんな住所を聞き出すような電話もか
かってきておるといようなことでありますので、これは本当にしっかりと不審電話等へ、また家
族のほうが対応できるような、そんなことも必要かと思っておりますので、よろしくお願ひしますのと、
1つ、逆に年齢上がったというのは、女性の結婚が、16歳で女性結婚できた、親の同意なくてもで
きたわけですけれども、18歳に引き上げられたということもありますので、またおめでたいことに
水を差すことのないような施策を取っていただきたいと思ひます。

それで、成人年齢が引き下げられることによって、何を思うかということ、今年の場合ですと、こ
の5月に成人式がコロナ禍の関係で延びておりますけれども、例年ですと1月の成人の日を境とし
た成人式が行われるわけですが、来年は、まだ4月ですので、1月の成人式であろうと思
ひますけれども、2023年——令和5年の成人式は果たして何歳を対象に、郡上市として今お考えに
なっているのかお伺ひをしたいと思います。

○議長（山川直保君） 佃教育次長。

○教育次長（佃 良之君） それでは、お答えしたいと思います。

初めに、成人式の対象とする年齢に関しまして、令和元年6月に総務省が全国の自治体に対して
行った調査結果について報告したいと思います。

調査では1,037の自治体から回答がありまして、その内訳は、その対象年齢につきまして、検討
済み、これが67でございました。内訳としましては、18歳で行うというところが2、19歳が1、20
歳が61、21歳というのが3という自治体の数でございました。検討中が683、まだ検討していない
というのが267、合わせて1,037の回答があったということでございます。

郡上市におきましても、令和元年度にアンケート調査を行いました。改正法が施行される年度に
18歳から20歳を迎えることとなる、令和元年度時点における中学3年生から高校2年生を対象とし
て、さらに青少年育成推進員さん、市PTA連合会、それから商工会の役員等の皆さんも対象にし
てアンケート調査を行いましたところ、993人から回答を得て、結果は次のとおりとなりました。

まず、成年を祝う式典、名称がいろいろあると思ひますが、成人式等あると思ひますが、にふさ
わしいと思う年齢については、18歳がふさわしいというのが159人、16%でございました。19歳が
25人、2.5%、20歳が798人、80.4%、その他11人で、1.1%というような結果となりました。

それから、20歳で行うのがふさわしいと回答された方の主な理由ですけれども、これは最も多か
った20歳ですが、18歳だと受験の時期と重なり忙しい。こういう方が291人みえました。それから、
今までずっと20歳で行ってきており、変えなくてもよい、こういう方が132人。20歳という節目で

切りがよいと、105人というような結果になりました。

さらに、令和2年の成人式会場でも新成人にアンケートを行いましたところ、289人から回答を得まして、結果は、成年を祝う式典にふさわしいと思う年齢、18歳が28人、9.7%、19歳が21人、7.3%、20歳、238人、82.3%、その他0.7%というようなことで、いずれも20歳で行うのがふさわしいというような回答が多かったと、最も多かったということでございます。

これらのアンケート結果ですとか、他の自治体の状況なども踏まえまして、教育委員会の会議ですとか、総合教育会議で検討を重ねました結果、成年年齢が18歳に引き下げられても、本市においては式典の対象とする年齢は20歳とすることが適当である旨、各委員さんの意見が一致しましたので、これまでどおり、本市におきましては、20歳を対象とした式典とさせていただきたいというふうに思っております。

それから、今この検討の中で、20歳が適当と判断しました主な理由ですけれども、市の行ったアンケート結果で20歳とするのが適当という意見が大半であったこと、それから18歳を対象とした場合、アンケートの意見にもありましたが、大学等の受験や就職準備と重なって、精神的、金銭的な負担が増え、式典への参加者の減少が懸念される。あるいは、18歳で全ての権利が現在の成人と同等に認められるのではなく、飲酒や喫煙等は20歳になって許されることから、大人としての自覚を促すためには20歳が引き続き重要な節目となると考えられること。あるいは、地域全体で祝い励ますという点から、それぞれが一度離れた後に、旧友との再会ですとか、地域とのつながりを再認識することが、郷土への愛着を深めてもらう機運にもつながるのではないかということ。さらに、他自治体も20歳としているところが多いというようなことを判断材料とさせていただきました。

なお、式典の対象年齢を引き続き20歳とすることにつきましては、様々な媒体によって、今後適切に市民の皆さんに伝えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(16番議員挙手)

○議長（山川直保君） 16番 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） ありがとうございます。こういう成人式というもの、以前は「二十歳の集い」とか、いろいろ名前もあったようですけれども、何といたっても当事者の気持ちが一番大切であろうというふうに思います。

郡上市では実行委員会形式等でやられておるようですけれども、親御さんもそうですが、その喜びはひとしおだろうと思っておりますので、しっかりとその当事者の、成人を迎えられる方の気持ちを酌み取っての式典になればというふうに思っておりますので、その点につきましてよろしくお願いいたします。

続いて、2点目でありますけれども、よりよい学校統合に向けてと、何か訳の分からないような質問、テーマを持っておりますけれども、令和6年の開校に向けて、昨年より統合準備委員会も立

ち上げられて準備が進められ、今議会においても実施設計費が計上されている大和地域統合小学校整備についてであります。

建設も北小学校というように決定もされ、それぞれ計画が進められておりますが、今一番大切にしなければならないことは、在校生の高学年の、ちょうど話題の上がっていて、統合までの間、実際には統合にかからないけれども、その間の新年度での4年、5年、6年の児童の皆さんの今現在といたしますか、新学期からの生活、学校間の交流、その取組であります。地域や父兄の関心が統合、また学校建設に意識が高まる中で、統合時には小学校生活を終えている6年生から4年生までの小学校児童の小学校生活をどのように支えていくのが大切であります。学びや現在のままでも、先取りして行うことのできるような行事は行えないか、そんな取組はできないかということでもあります。

また、4つの小学校の上級生の子どもたちが、この3年間を新たな小学校生活の基礎をつくり出す、そして後輩にそれをつなげていく、そんな交流作業の期間にできないか。例えば学校交流の中で、子どもたちの間で校則はどうやろうと、そんな見直しを意見聞きながら、本当に子どもたちがつくった守れる校則、そんなことを一堂に検証してもらうような、そんなことができないのかお伺いをしたいと思います。

また、これも同時に質問させていただきますけれども、統合時点での学校間のギャップをなくする取組であります。

以前から中学生ギャップというものは、小学校から上がって中学になると、ギャップというものはいろいろと話題に上がったような記憶もございますけれども、統合により新たな学校生活が始まると、学習の環境や友達関係も変わり、楽しさが増す反面、不安も感じる児童も出ることを思います。学力も学校規模も異なる子どもたちで新たな学校生活が始まる時に、学習や生活面への支援体制の充実を図り、不安なく小学校生活が過ごせるよう努めていくことが大切であろうと思います。

小規模の子どもたちも、また大きな規模の学校の児童たちも、ギャップを感じることなく学校生活できる、そんな環境づくりが最も大切ではないかというふうに考えますが、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（山川直保君） 佃教育次長。

○教育次長（佃 良之君） 初めに、私のほうからは、統合前からの学校間の交流の取組について、考えを述べさせていただきたいと思います。

今議員が御提言された内容については、卒業によって統合した学校に入らない、いわゆる統合前に卒業してしまうことによって、統合した学校に入らない児童であっても、統合に向けた各学校の取組や4つの小学校の事前交流など、統合を見据えた学校生活となるよう配慮してほしいというお考えかというふうに思っております。

4つの小学校につきましては、これまで統合にかかわらず、同じ大和地域の小学校として学校間の交流を大切にできております。例えば大和西小学校と大和南小学校の4年生と5年生、また大和北小学校と大和第一北小学校の4年生と5年生は、それぞれ合同で社会見学を行っております。4年生は美濃和紙の里会館、河川環境楽園、5年生は三菱やトヨタの自動車工場を目的地としておりますけれども、こうした行事を通して現在も交流を行っております。

それから、大和地域は小学生から短歌づくりに取り組んでおるわけですが、授業の中で短歌を通じた交流を行っております。今年度で3回目となりますけれども、大和南小学校と大和北小学校、大和西小学校と大和第一北小学校の6年生が自分たちでつくった短歌を、テレビ会議システムを使って紹介し合ったりして交流をしております。また、6年生がつくった短歌を大和中学校に送って、中学生から批評、指導を受けているというような小中での交流も行っております。

このような従来からの取組に加えまして、統合を見据えて、4校による合同学習などの取組を考えております。このことについては、令和元年度のうちに中学校も含めた大和地域の5校の校長に、たくましく共に生きる郡上人を育む大和の教育プロジェクト委員会というものを設置してありまして、渡辺議員が今特に心配されておられますソフト面での準備に取り組んでもらっております。

具体的には、統合前に中学校に入学する子どもたちも含めて合同学習などを計画し、中学校入学前に仲間意識を育み、協力して共に高め合おうとする意識を醸成したいと考えております。教育委員会としては、交流に必要な例えば移動のためのスクールバスとか、そういう手段などを含めて支援をしてまいりたいと思っております。

こうした交流や取組は、議員がおっしゃる新しい小学校の礎となるものであると言えますので、今後も大切にしていきたいと考えております。

これから統合までの3年間ですが、4小学校においては、閉校までのとても大切な3年間となります。だからこそ、各学校で行う郡上学や伝統行事、地域の人とのつながりを大切にする活動に力を入れ、自分たちの母校への誇りや愛校心を高めてまいりたいと思います。そういう思いをその子どもたちが後輩に伝えて、新しい小学校になっても引き継がれるようにしていきたいと考えております。

今通っている小学校に誇りを持って卒業し、一緒になったときは、さらによりよい学校をつくっていかうと思えるよう、各学校での指導をお願いしていきたいと考えております。

○議長（山川直保君） 熊田教育長。

○教育長（熊田一泰君） 失礼します。私のほうからは、議員が言われた学校間ギャップについて回答させていただきます。

まず、学校間ギャップのギャップという言葉についてでございますが、これは意味を引くと、隔たりとか、食い違いとか、そういうような意味がございます。いわゆる学校間における隔たりであったり、違いというものが、子どもたちにとって不安材料になったり、心配事が起きるというよう

な議員の意味だと思えます。

ぱっと見て分かるのは、児童数の違い等でございます。令和6年度に統合時初年度の6年生は、4つの学校を合わせると50人という人数になります。これは2クラス、25人ずつの2クラスになりますが、この学年は今現在、一番多い学校で28人、1学年にあります。小さな学校は5人です。その次に6人ということで、今議員が示されるように、これは人数自体に大きな隔たりがあると思えます。

もちろんそれぞれの学校には、それぞれの歴史があり、地域性があり、あるいは学校自慢というようなものがございます。特に総合的な学習の時間などでそういうのに取り組んでおりますが、これについても全てのものができるわけではございません。

もう一つ、学力差でございますが、学力差については、もちろん各教科については学習指導要領に基づいて、美濃地区では同じ教科書を使ってやっておりますので、やっている内容が違うということはございませんが、もちろん学力差、個人差というか、その学年によっても毎年実態が違いますので、そういうような学力差というものは当然出てくることも考えられます。

内容は同じでも、例えば発言のときのルールであったり、ノートの使い方であったり、そういうような学習の仕方が学校で違っていると、一緒になったときに戸惑うということもございます。そういうことについては、今議員が心配されるとおりだと思えます。

友達関係、これについても、数人で1学年の遊んでいた子たちが、28人で遊ぶ、当然遊びの内容も変わってきたりしています。そういう面では、大和の保護者の方の中には、例えば人数が増えると、いじめが起きるのではないかというような心配を、意見を言われた方もみえます。

いじめについては、小さい小学校でも大きい小学校でも起きているのが現実でございますが、これについては、特に学級経営が大事で、温かい人間関係をつくる学級経営。これについては、校長を中心として、全校体制としてどう対処していくか、一人一人の学級担任、先生たちのそういうことに対する指導力を上げていくかということが大事だと思えます。

そういうような面から、当然、先ほど次長が申し上げたようなこともギャップをなくす取組の一つにはなると思いますが、1つは、特色もあるんだけど、当然違いがあるから、その違いに不安を感じないように、今から議員のおっしゃるように準備できることはできるだけ準備していきたいということだと思えます。

今現在では、例えば昨年度からは、大和町の校長会に聞いたんですが、例えば大和中学校のテスト期間に合わせて、4つの小学校で同じときに家庭学習強化期間とあって、同じような歩調で勉強をして、意識を同じように持っているというような取組もございます。もちろん今のような取組については、これからも増やして行ってほしいと思えます。

今回の統合に際して、実は国の補助により、働き方改革の一環ではありますが、スクールサポー

トスタッフという者を置くことができ、実は大和北小学校に1人置いております。

このスクールサポートスタッフは、教頭会と連携をして、先ほど申しました、それぞれの小学校で異なる総合学習などの指導計画を組み直して、統合したときに、この学校はやってなくて、この学校はやっているとか、違うことをやるとか、そういうことのないように、もう今既にこの令和3年度から、ちゃんと同じような歩調でできるように、そういう計画を立てております。もう令和3年度からそれについては、できるところから進んでいきたいと。

私もその一部の計画を頂いていますけども、例えば大和の川の勉強をするとか、大和の米づくりや大和の食文化、あるいは6年生になると、当市の歴史や宝暦義民らの歴史を中心とした地元の学習をしようというようなことで、そういう計画を持って、どこの学校でも違わないようにして、統合に向けていきたいというような計画が進んでおります。

先ほど言った学習の進め方、ハンドサインなど、挙手のときにこういうようなサインをしたりすることもありますので、それについても今のうちからそろえていくことが大事でないか。ノートの使い方についても、そろえられるところはそろえることが大事ではないかということで、4校の先生たちがつくる合同教科部会や教務主任会などで検討が始まっております。統合したときに全く違うやり方の勉強とかないようにやっております。

令和3年度から、この4月からですが、4つの小学校でそれぞれの教諭が作成していた教材や資料を1つのフォルダに保存し、4つの学校の教諭間で共有する取組を始めます。これにより、ベテランの先生が作った資料を、例えば若手の先生が活用することができたり、4つの学校で同じ資料を使って授業をするというようなことも可能になります。

また、統合の前年と統合した年には、定数の先生の数のほかに、統合加配という常勤の先生が増えます。この統合加配を活用していったら、今考えておりますのは、例えば児童の学習状態を把握して、ここの学校とここの学校と比べて遅れているところを指摘したり、もちろんその先生余っているわけですから、支援に入ることもできます。

統合後も1年間はその先生がつきますので、ティームティーチングや少人数指導、個別指導などに、プラス1の先生ということで支援に入ることができます。

このほかにも、県の教育委員会のほうに非常勤教諭なども要望して、できるだけ議員が心配されるように学力差などが平準化するように、遅れている子も支援してもらえよう体制をつくっていきたいと思います。

議員が心配されるように、4校統合というのは、岐阜県下でも例を見ない統合でございますので、今後も不安なことが出てくるのが予想されます。過去には、例えば郡上市で今の現在の高鷲北小学校が統合するときは、大日小学校と西洞分校と鷲見分校、これ西洞分校と鷲見分校は学校名は高鷲小でございましたが、学校とすると3校が統合したという例があつて、そのときのいろんな配慮

事項は今残っておりますので、そういうのも参考にしながら、教育委員会と、特に大和地域校長会の連携を今以上に密にして、できるだけ議員が心配されるような学校間ギャップをなくして行って、子どもたちが安心して統合小学校がスタートできるように、今から取り組んでいく所存でございます。

(16番議員挙手)

○議長(山川直保君) 16番 渡辺友三君。

○16番(渡辺友三君) ありがとうございます。追加質問でと思ってメモしておいた部分が、スクールサポータースタッフと加配の先生ということで、対応していただけるということで、再質問する必要はなくなったわけですが。

小さな、先ほど言われた少人数の学校から大規模のそこへ行かれると、ふだん、これまで見とった先生でない先生との生活ということになると、子どもたちがいろいろと感情的にも不安になってくることもあろうかと思えます。

先ほど不登校といじめというようなことも出ておりましたけれども、そんな子どもさんが絶対出ないような政策でもって進めていっていただきたいと思えますし、前回出しました学校を核とした地域づくり、そのモデル校としてなるような、また今回の郡上市の統合のこれからのモデルとなるような、そんな学校統合に向けて進めていっていただきたいと、かように思う次第でございますので、本当に取り越し苦労のような質問をしましたが、しっかりやっとなっていただけるようでございますので、どうか今後ともにおいても御尽力いただきますようお願いをいたします。ありがとうございます。

これで、用意しました一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長(山川直保君) 以上で、渡辺友三君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は1時50分を予定いたします。

(午後 1時40分)

○議長(山川直保君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時50分)

◇ 田 中 義 久 君

○議長(山川直保君) 4番 田中義久君の質問を許可いたします。

4番 田中義久君。

○4番(田中義久君) 4番 田中です。議長から許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をいたします。よろしく願いいたします。

冒頭、えとのお話をさせていただきます。

今年のえとは辛丑です。この辛とは、「からい」、「つらい」と、こういう文字でありますけれども、命のサイクルでは、秋が終わり、植物が枯れて実を落とし、次の種を大地に帰すと、こういう意味があるそうです。

一方、辛丑の丑、こちらは種が殻を破って、今まさに新しい命が芽生えようとする状態を表しているのだそうです。このえとを紹介するのはあまりにも今日の状況を表しているというふうに思ったからであります。

それこそ天変地異や疫病など、長い長い苦難の歴史の中から、こうした物の見方や時節の読み方が示されてきたのだというふうに思いますが、これによれば辛丑の今年は始まりの年であり、ワクチン接種等によりまして、コロナ禍が収束をたどり、この経験を生かして、よりよい日々の生活をつくり、御商売の回復や新たな産業興しに取り組む年になるのではないかと。いや、必ずそうしなければならぬこの令和3年だというふうに、私は念願するものであります。

そうした中で、市長さんを先頭に職員の皆さんが次々と変化する状況に迅速かつ的確に対応されている姿に接し、ありがたく心強く思っております。通常の担当事務に加えて感染防止、定額給付事業、経済対策、緊急事態への対処、またその解除、そして、これからはワクチン接種が始まってきます。今までに経験したことのない難しい事務事業の連続だと思っております。

また、議会も様々な観点から、3回にわたり提言を行いました。その都度丁寧に答えていただきました。その議会提言への御回答に関連しまして、今回この一般質問では新年度予算に関わりまして、2つの分野から質問をいたします。

初めに、サテライトオフィスの関係です。

市議会の感染症対策第2次提言に、情報通信技術に関することと題して、ICT活用、調査研究事業を提言をしております。その狙いは感染症対策によって三密回避、通勤ラッシュの忌避、新しい生活様式の導入等が強く求められている中で、都市部のオフィス機能をICTによって自然豊かな郡上市が引き受け、テレワーク、リモートワーク、サテライトオフィス等の集積を短期間のうちに形成すると。これを提言したものでございます。

そのためには、そして、これは感染症蔓延のピンチをチャンスとして、新たな郡上市の次世代産業を開拓することや移住定住の促進、またUターンの誘発など人口減少対策にも効果を求めるものであります。

このことは12月の新年度予算へ向けた議会の政策提言でも、「新たな働き方への対応について」と題して、テレワーク、リモートワーク、サテライトオフィス等の集積地となるべく取組を求めたところであります。

そこで、お尋ねします。

議会提言も踏まえて、新年度予算に早速盛り込んでいただきました新規の郡上市サテライトオフィス誘致推進事業につきまして、その概要を担当部長にお尋ねします。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 田中義久君の質問に答弁を求めます。

可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行君） そうしましたら、御質問のほうに御回答をさせていただきたいと思えます。

まず初めに、この事業を起こした背景について、お話をさせていただきたいと思えます。全国的な潮流といたしまして、このコロナ禍における各企業の経営継続のためのリスク管理というものと、国が、今、呼びかけをしております出勤者7割削減の影響もあり、新型コロナウイルス感染防止策の一つとして、テレワークが急速に普及されようとしている今、企業にとっては感染リスクが低い地方へとオフィス等の機能を一部移転されることが予測をされます。

そこで、郡上市の強みであります自然環境や居住環境を前面に出し誘致を進め、新たな雇用の創出と税収、そして関係人口の増加を目指すということがあります。市内でサテライトオフィスを設ける、そのような事業者の方に対して、施設改装の費用の一部を支援するというところで、企業誘致を促進する目的でこの事業を制度化したものでございます。

このサテライトオフィスの需要の動向でございます。

これは全国的なところから、まず御紹介をさせていただきたいと思えますが、総務省の令和元年通信利用動向調査というもので、従業員100名以上の企業2,118社を対象に行った結果では、テレワークを導入している企業というのが428社あり、そのうち約70件が、このサテライトオフィスの導入を行っております。

この傾向は年々高くなっておりまして、その1年前の平成30年では、約45件がサテライトオフィスを導入と答えております。平成29年では約43件ということで、新型コロナウイルスの感染拡大以前においても増加傾向でございました。

このコロナ禍における状況といたしましては、厚生労働省が令和2年8月から10月にかけて、企業2万社に対して行いましたテレワーク労務管理等に関する実態調査では、コロナ禍以前にテレワークを導入している企業が326社で、コロナ感染症の流行をきっかけに始めた企業が802社と、急激に増加をしております。これに伴いまして、サテライトオフィスの需要も今後伸びるものと予測をしておるところでございます。

ただ、岐阜県の状況でございますけど、これは国の調査であります。地方公共団体が誘致または関与したサテライトオフィスの開設状況調査というものにおきましては、これは令和元年度末の時点ではありますが、10社の企業がサテライトオフィスの開設をしております。そのうち9社が郡上市のHUB GUJOで開設をされております。

現在の郡上市の状況といたしましては、今年度実施をしておりますワーケーション推進調査で、郡上市でのサテライトオフィス開設を検討中という企業もあり、また直接問合せも何件かございます。

誘致に向けては、県の主催のマッチングイベントの参加であったり、民間主催の商談会へ参加するなど、積極的なPRに努めていきたいというふうに考えておるところでございます。

ほかの市の例というところも御紹介をさせていただきたいと思いますが、支援策としましては、令和2年度の実績で入居後の賃借料や回線使用料の、そういう経費に対する支援は多いんですが、郡上市はこのたび制度設計をいたしました施設改修費の一部補助も盛り込んだ支援というものは、市町村単位では少ない状況でございます。

本事業の概要で、大きな特徴といたしましては、このサテライトオフィスを設ける市外での個人の事業主の方も対象としていることであります。今ほど申し上げました施設の改修費であったり、設備導入費等の対象経費の2分の1、1事業者当たり500万円を上限に補助をするものでございまして、市内の全域に、今、整備をされております光ケーブル、光化により超高速インターネットの利用も可能であるということから、郡上市における業務環境の優位性というものもPRするとともに、この事業で、この導入費も支援することで、光ケーブルの利用も推進をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

(4番議員挙手)

○議長(山川直保君) 田中義久君。

○4番(田中義久君) ありがとうございます。オリジナルの政策も盛り込んで、新しい事業をつくっていただきまして、ありがとうございました。

実はこのICT活用は、市議会議員全員が所属するこの議会の政策立案を進める会の主要テーマでもあります。昨年度のうちにHUB GUJOの代表の方から、その事例あるいは今後の課題等もお聞きしました。あるいは総務省、東海総合通信局、情報通信振興課長さんに来ていただきまして、講師として国の方針や制度事業、様々なことについても勉強をさせていただいております。

さて、そこで、ただいま商工観光部長さんのお話では、この新規事業予算、商工課として担当されまして、企業誘致として応募を始めていくと、こういうことでありますが、この問題には全国へのどのようなPRをしたらより効果的であるか。そして、その募集の出し方、そして実際に貸し出す空き家とか貸オフィス、そして地域の企業とのつながりをどうつくっていくか。さらにはICT環境のいろいろなニーズを、要望に対する対応があると思います。

さらに、その来られた方がどこに住むんだと。そういうふうに関わることに関わりが出てきます。したがって、私としてはより幅広くプロジェクトチーム等をつくられたり、あるいは市内

の中で実績のあるHUB G U J Oさん——専門家です——また、関連企業の皆さんにも参画していただいて、民の皆さんの力と、そして官の力と、それを足しあって受け皿をつくり、そのネットワークで募集、働きかけを行って受入れをしていくと。そういうことがより効果的ではないかというふうに思います。

先ほど15番議員、尾村議員さんからワーケーションのいろいろなお話の御質問がありましたし、お話も聞きました。その中で関係も大いにあるんだろうと思います。場合によりましては、市内の企業が直接関与される。そして、さっきお話にもありました自宅へ帰られてテレワークを自分で始めるという場合もあるでしょう。郡上市在住の市民参画を含めて、幅広い対応が必要になるというふうに思います。

ぜひこれを成功させるために、そして郡上市がこの方向で大きな集積地として発展していくために、ぜひ市長さんにその進め方、より幅広い展開、そういうことにつきまして、今、お考えのことをお聞きしたいなというふうに思います。

私は質問通告に書いてはおりませんが、行く行くはI C T専門職、そういう職員を募って、そしてそういう方が内外の指導をしていただけるような場面もあってもいいのではないかと。いずれにしても、大いにこの問題を期待しております。

そして、早速この事業化をされた市長から、ぜひこれからの進め方、抱負につきまして、お話をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山川直保君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

令和3年度に取り組むことといたしました、このサテライトオフィスの誘致推進事業につきましては、ただいま商工観光部長が御説明を申し上げたとおりであります。田中議員も御指摘のとおり、これはいわば単純な企業誘致活動という従来のそうした施策を超えた、非常に多方面にわたる関連がある施策だというふうに思っております。

そういう意味で、御指摘のように、いわば郡上市としても、この庁内体制としても総力を挙げて取り組みたいと思いますし、また御指摘がありましたように、先ほど部長も紹介いたしましたけども、郡上市内ではHUB G U J Oなどが、そうしたサテライトオフィスの誘致運営ということの経験も有しておるわけでありますので、そうした皆さんのお力をお借りしたいというふうに思います。

今回のこのサテライトオフィス、あるいは先ほど議論がありましたワーケーション、ともに共通することは、一つはやはりI C T技術ということだろうと思います。こういう基盤、あるいはこういう技術がないと、なかなかできない働き方であろうかというふうに思います。

ワーケーションは、働くこととバケーション、休暇という取り上げ方ではありますが、またサテラ

イトオフィスは、あるところに、どこかに本社があって、サテライトを例えば郡上市に置くというような概念から取られておりますけれども、相当両者は共通する面がございますし、これは、両事業はいわば一緒になって取り組んでいく必要もあるというふうに思っています。

特に先ほどお話がありましたように、もしサテライトオフィスということで、大都市部等からこの郡上市へ来ていただくということになりますと、オフィスという受け皿をどうするかと。例えば空き家を活用するとか、いろんな施設を活用するという意味もございますし、またそういう都市部からおいでいただいた方の居住をどうするかというようなことです。

サテライトオフィスを設けられる企業の狙いは、一部の人は外から来るかもしれないけれども、郡上の人材を活用したいという場合もあるかと思えます。そうすると、例えば雇用対策というような問題も起きてくるだろうと。

それから、またそのサテライトオフィス、あるいはワーケーションもそうなんですけれども、なぜ郡上へ来るかということには、この地域の魅力と申しますか、様々な、ここへ来るということによって、非常に充実した生活が送れるとか、そういったものがなければいけないと思えますし、そのようなこと。

御指摘のあったように、こうした外からそういう一つのいわばビジネスの拠点ができるということによって、郡上市内の在来のと申しますか、地元の企業との関わり、あるいはそういうものの中での新しいビジネス産業の創造というようなことになってくると思えます。そういう意味で、私どもも持っております郡上の、いわば様々な資源を総動員した、いわば新しい時代の産業興し、地域興しというふうに捉えたいというふうに思えます。

したがって、先ほど来御指摘のあったHUB GUJOや、産業支援センター、商工会、観光連盟とか、郡上市のふるさと定住機構とか様々な機関、そうしたものも連携をしてもらって、これを何とか新しい時代における郡上の産業興し、地域興しとして、しっかり進めてまいりたいというふうに思っております。

(4番議員挙手)

○議長(山川直保君) 田中義久君。

○4番(田中義久君) 大変力強いと申しますか、微に入り細に入りのお話をいただいて、ますます期待をさせていただくと思えますか、ありがたい思いになりました。ぜひ進めていただきたいと思えます。

実は今日、2月12日の新聞を持ってきました。岐阜新聞、中日新聞、ともに18日の郡上市の新年年度予算の発表の翌日の朝刊ですけれども、「サテライトオフィス誘致推進」と、こう見出しに書いてあるんですね。

本文は、どちらも中日新聞さんも岐阜新聞さんも、テレワーク、あるいはワーケーション、これ

を取り上げているんですね。これはこの時期に絡み、またこのことに対して多くの期待があると、こういう時代を表しているのではないかと。あるいは、コロナを超えてこういうものを作り出していくんだという力強い私たちの取組は大きく評価されている。そして、それは情報発信されたということですから、大変これはありがたいことではないかと思います。

これは実は同日の一面ですけれども、ここには岐阜県の新年度予算で出ていますが、ここの頭も実は「コロナ超え、デジタル化推進」というのが出ているんですね。こういうことで、新聞、マスコミ、ジャーナリズムも、こういうものを見ているなど。そして、こういうものを発信されることによって、郡上市の、今、やろうとしていることが伝わっていくわけですから、大きなパブリシティといいますか、大きな広告効果があったと思います。大変いいお取組をされているんだということと感謝をしたいと思います。

それで、昨日、長良川鉄道の敷地に面白い建物ができたって、地元の人が、今、（ ）で、あそこがということで、実は……。

いいですか。大変失礼しました。

昨日、長良川鉄道の郡上八幡駅、現地へ行ってきました。そしたら、割とおしゃれな、建物にも合った車輪付きの新しい施設がありまして、何だろうというふうに見ていたんですけど、尋ねましたら、ある業者の方が県等の御支援も得て、そして長良川鉄道の敷地内に置かれた、実はサテライトオフィスの一環だということを聞きました。そういうことは、実は僕らの知らないうちにも進んでいると。こういう時代なんですね。

どうかあれもうまく活用されていければいいなと思いますし、ああいうものを郡上に置かれたということも、ひとつ注目されているということの証ではないかと思いますけども、ありがたいことだというふうにして、確実に見てきました。

また、知事さんが2月に岐阜県デジタルトランスフォーメーションの推進戦略会議を開かれたんです。県庁の中にそういう対策本部をつくり、そしてこの秋までにその計画をつくられます。ICTと直結する問題ではありませんけど、様々な分野でそういうデジタル化とか、こういうものが、今、進んでいます。そういう急浮上することに郡上市もぜひ並走しながら、国県の資金、お力を得ながら、大いに取組を進めていただきたいというふうに思っております。

以上で、1つ目の質問を終わります。

2つ目は、人口減少と高齢化、さらにはコロナ禍の中で希薄化するコミュニティの問題について。また、小さな拠点づくりも関係をいたします。こういうことについて、お伺いをいたします。

ここに全国市議会旬報があります。これは毎月3回、5の日に出る市議会議長会の旬報であります。この昨年11月25日号に、僕は見てはっとしましたけども、自治会、町内会の縮小、解散問題に関する特別委員会というのがありまして、そこの様々な検討の中身が出ているわけです。

そして、ここで検討された結果が、この春2月の15日号のこの旬報です。市議会旬報のほうで検討結果、そして国に対する提言、要望がまとめて出ておりました。こういうものを見ますと、全国的にやはり自治組織が少し、今、弱くなっているというふうな心配があると。そして、それについての対策がこういう場面でも検討されているんだということを知らされたわけであります。

郡上市では、自治会、地区会が非常にしっかりしていて、ありがたいことだと思っております。自治会、地区会、地域の皆様の御尽力に本当に敬意と感謝を申し上げる次第であります。市のほうの様々な発信がどう受けられているかということでお尋ねします。

一つは自治会のお付き合いをしていないので、広報や回覧が届かない世帯が中にはあります。それから、広報配付をお断りになっている世帯があります。アパート、マンション、あるいはそのほかの何かの理由で広報無線、受信機が取り付けられていない世帯もあると思います。

そして、前からいろいろと話題になっていますけど、ケーブルテレビに加入されていないので、コミュニティ番組を見ていただけない世帯もあります。これは現にあります。これにつきまして、郡上市としてどの程度あるのか、あるいはどのようにしてこれをつないでいく努力をされているのか。あるいは、その他に関連した自治会の課題は何か。これにつきまして、担当部長さんからちょっとお伺いをします。御答弁をお願いします。

○議長（山川直保君） 古田総務部長。

○総務部長（古田年久君） お答えをさせていただきたいと思えます。

御質問の件につきまして、申し訳ございませんが、個別の調査はまだ行っておりませんので、住民基本台帳を基礎としたそれぞれの加入者数等に基づく参考値ということで、あらかじめ御了解いただきたいと思いますというふうに思います。

まず、自治会のほうの加入率につきましては、自治会配付文書の世帯数、これを基礎としまして算出してみますと、約89%の加入率ということが言えるかと思えますし、また戸別受信機とケーブルテレビにつきましては、その配付数、または加入世帯数、これを基礎としまして計算しますと、戸別受信機の対応率のほうは約79%、それから郡上ケーブルテレビとING、これを合わせたケーブルテレビの加入率としましては約73%というふうになっておりまして、という試算になります。

なお、戸別受信機につきましては、一つの家在世帯分離をした2世帯が居住されている場合でも1台のみの対応であるとか、市営住宅の一部では1台の戸別受信機で入居の複数世帯に放送を流しているような取扱いもありまして、対応率が低くなっておりますけれども、正確な数値を把握するのはなかなか困難な状況でございます。

また、自治会、ケーブルテレビ加入率も同様のことで、御理解をいただきたいというふうに思います。各振興事務所にも実態の聞き取り調査を行いましたけれども、実際に自治会に未加入であったり、広報無線の未設置、ケーブルテレビの未加入の世帯があることは認識をしてございま

す。

自治会や地区会の課題につきましては、過去に行ったアンケートや、これまでに自治会長さん方からお聞きしていることによりますけれども、少子高齢化による組織と活動の存続が危惧されるであるとか、それから役員の高齢化や後継者不足、活動がマンネリ化している。あるいは、世帯数の減により人的、費用面でも集会所の維持が困難になるなどの課題があるというふうに認識をさせていただきます。

なお、自治会は任意の組織・活動でありまして、そこに参加いただけないという同様の課題は、他の自治体からも聞いてはおりますが、自治会組織は地域コミュニティの維持、増進に欠かせないものというふうには思っております。

地域で暮らす皆さんに等しく市政情報が行き渡り、特に気象、災害等の非常時の適正行動のためにも自治会加入及び広報無線戸別受信機の設置について、ホームページですとかケーブルテレビですとか、あらゆる周知手段、機会をもって呼びかけてまいりたいというふうに考えてございます。

(4番議員挙手)

○議長(山川直保君) 田中義久君。

○4番(田中義久君) 大変難しいですね。把握することは難しい調査だと思いますけれども、よくこれだけの数字を把握されたというふうにして、お聞きをしました。

自治組織の役割はますます重要になるこれからの時代であります。市として、この市民の皆さんとの接点というかコミュニケーションというんですか、そのツールそのものが、それは切れているということになりますから、市長さんがコロナ対策でテレビの画面に出られて、自分も何度も見ました。本当に真剣に訴えられている。

しかし、それが見られないという御世帯があるということでもありますし、災害時の防災無線、そういうことも緊急放送をどう届けるかということもあります。市民の皆さんのお一人お一人のお考え方もいろいろありますし、需要もあるというふうに思いますが、市としてはそういうものが自治会内部の連絡調整にも関わってくる。

あるいは、コミュニティの様々な活動への参加の呼びかけ、そしてその向上にもつながっていくということでもありますので、ぜひこういう部分について関心を持って、少し調査をし、その対策を練っていただくことは大事だというふうに思います。今、言われたことで、ほぼよく分かりましたし、十分だと思いますが、ぜひ対応を進めていただきたいと思います。

それから、次にシニアクラブ、青年団、女性の会とか、こうした伝統的な形の地域活動は、今の時代は全体として希薄化する傾向にあるのではないかと思います。コロナ対策が三密回避などで、さらに追い討ちをかけていると、こういう状況ではないかと思います。

そこで、自治会の次にコミュニティ組織で大事なものは、地区、公民館活動や公共的な幅広い分

野を受け持つ地区会の、地区ごとの地域づくり団体、まちづくり団体ではないかと思うんです。

行政が合併して、行革で職員定数が削減されてきた歩みの中で、小規模多機能自治方向になっていく。そして、そういうものをしっかり地域の中で支えていただけるのは、こういう組織に大いにこれから頼っていかなくてはなりません。

そして、その皆さんがそういう活動をされれば、地域の中での様々な喜びとか、そして支え合い、幸せ、健康をしっかりとみんなで見守る。そういうことにもつながっていくと思います。

一つは、提案は、そういうことを促進するために、地域の事情、地域情報というものをしっかり身に着けて、仕事柄もそういうことに精通をしてこられた方がリタイアされるタイミングとか、これは、こういうことに特に関心をもって、コミュニティ診断士とか、もしそういうものも取られた方があれば若い人でもいいんですけども、大いに地域の活動応援隊として、外からは来ていただく実践隊や応援隊はありますけど、地域の中のコミュニティを高めるためには、昔からの地域を知っている、顔つなぎがあるということは必要ですから。

そういうふうな関係で、機動的な、あるいは組織的なオルグ、あるいは運営の支援をしていただくような、地域の中に地域の応援隊がいるといいますか、支えてくださる、声かけをしてくださる方が、今も様々なもちろん委員がありますけども、特にそういう地域づくり、まちづくり、そういうことを声をかけることによってきっかけづくりができていく。そして、もう少し活動を深めて高めていくと。そういうふうなことをする方を一定の報酬を出してでも、公民館活動や地域づくりをリードしていただくといいのではないかとということで提案をしたいと思います。

それで、続けますが、地域振興に関する議会提案に対して、今般、持続可能な地域づくりを進めるために、八幡町西和良地区と白鳥町牛道地区の2地区をモデル地域として取組を進めると回答がありました。

市長さんの施政方針の中でも、はっきりとこのことに触れていただきました。大変うれしく思ってお聞きをしたところであります。この市の取組は提言でも触れてありますようにモデル地域を指定して、官民が試行錯誤しながら、これからの市民協働型、小規模多機能型の自治の在り方を模索していくことが大事だというふうに思います。

まちづくりの様々な活動の事例を見ますと、非常に幅広いものになっていただいている事例が多くあります。これからの小さな拠点づくりにも関わってくるものだというふうに思います。そして、それが事業化へ向けて予算に盛り込んでいただきました。ぜひこの際、市として地域振興をどのような形で取り組んで、どんなスケジュールで、どんな内容で進めていくのか。成功事例をつくるための取組を担当部長さんから御答弁願いたいと思います。先ほどの応援隊のことも含めてお話をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山川直保君） 河合市長公室付部長。

○市長公室付部長（河合保隆君） それでは、失礼をいたします。

いずれも小さな拠点とネットワークに関わりがある組織運営ということもありますので、併せて御回答のほうを申し上げたいというふうに思います。

人口減少や高齢化が進む中であって、安心して暮らしていく上で必要な生活サービスを受けられる環境を維持していくことや地域コミュニティを維持していくために、小さな拠点とネットワークという考えに基づくまちづくりを進めておるところでございます。

小さな拠点とネットワークづくりを進める上では、地域に必要な機能は何なのか、その機能は誰が担っていくのか、また効果的、効率的に運営するためには、既存の組織を含めてどのように運営組織を編成すべきかと。そして、活動の拠点施設をどこに位置づけるかなど、いろいろなことを検討していかなければならないというふうに考えております。

特に運営組織につきましては、現在、市には地域づくりを担う組織として自治会や地域協議会、また公民館、そして地域づくり団体、様々な団体がございますが、小さな拠点とネットワークづくりに向けては、その地域で活動する団体や住民の皆様により運営組織を形成され、役割分担を明確にしなが、地域課題の解決に向けた取組を行うことが必要と考えております。

併せて、この組織の事務局機能につきましても、各地域協議会の事務局機能や公民館の在り方、関わり方、また自治会や地域づくり団体事務局との連携など総合的な視点で考えていく必要もあろうかというふうに思っております。

このようなことから、事務局の担い手として、コミュニティ活動の知識や経験を持った方という視点は非常に大切なことだというふうに考えております。このようなスキルを持ち合わせた議員御提案の地域活動応援隊という考え方も参考とさせていただきながら、小さな拠点とネットワークの運営組織づくりと、その事務局といいますか支援体制といいますか、そういう運営体制といいますか、そういったところについても、研究を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、小さな拠点とネットワークづくりのこれからの取組方などについて、お答えをさせていただきます。

令和3年度においては、八幡町西和良地区そして白鳥町牛道地区を、小さな拠点とネットワークづくりのモデル地区として重点的に取組を進めていく考えでおります。八幡町のサブエリアとして位置づけております西和良地域では、平成28年に現在の西和良まちづくり協議会を発足させられ、持続可能な地域を目指して、同地区のジビエを使った製品の販売や認定サービス事業等の活動を続けられております。

当地区では、旧西和良小学校を活用して、ミニデイサービスや田舎レストラン、簡易宿泊施設など、地域に密着した施設利用を思い描かれておられます。地域の方々がこうした思いに向かってチ

チャレンジすることはもちろん重要なことではございますが、加えて実現可能性、持続性なども考えていかなければなりません。こうした様々な面について、地域の方々と一緒になって、その手法などについて考えてまいりたいというふうに考えております。また、自立できる地域の基地づくりを行っていくため、西和良まちづくり協議会を母体とした地域運営組織の確立についても検討してまいります。

同じく白鳥町のサブエリアとして位置づけられている牛道地区では、令和元年度から自治会を中心として、小さな拠点とネットワークについての懇談会を開催されております。地域の運営組織を組み立てていく第一歩として、これまでの話合いの中では、高齢者の移動支援を試行的に実施し、地区内での協力体制を確立しようとの意見が出されております。

実施に係る具体的な手法や手続などを白鳥振興事務所が中心となって、人的、財政的な支援を行いながら、実現に向けたその取組を行ってまいりたいというふうに考えております。

具体的なスケジュールについては、現時点でお示しすることができませんが、こうした取組を市としてしっかりサポートし、小さな拠点とネットワークを推進することにより、こんなことができるんだと。そんな事例を増やしていきたい。そして、各エリアでの小さな拠点とネットワークづくりを目指していきたいということを考えております。

これらの取組と並行いたしまして、先ほど申し上げました支援体制といたしますか、事務局としての支援体制であったり、人材の確保、そしてもう一点が、やはり資金面での支援といたしますか、交付金をはじめとする資金面での支援、こういったことの在り方などについても検討いたしまして、効果的に支援はできる仕組みづくりを考えてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(4番議員挙手)

○議長(山川直保君) 田中義久君。

○4番(田中義久君) どうもありがとうございました。

モデル地域を2地区選ばれて、そして小さな拠点づくりの試行といたしますか、実験といたしますか、そういうことで取り組まれるということだということで、大変楽しみであります。

市町村役場というのは、自分が思うのは県の出先機関の県事務所と違うというふうに思うんですね。違わなくてはいけない。それぞれに役割があるんだと思いますが、市町村役場はやはり地域に入る。地域と市民の皆さんと同じ目線で発想し、協働することが大事だと、こういうふうに思います。ぜひそのモデル事業が先進事例となって郡上に広がることを期待しております。どうかよろしくお願いいたします。

延長しましたが、以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(山川直保君) 以上で、田中義久君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は14時40分を予定いたします。

(午後 2時31分)

○議長（山川直保君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 2時40分)

◇ 三 島 一 貴 君

○議長（山川直保君） 6番 三島一貴君の質問を許可いたします。

6番 三島一貴君。

○6番（三島一貴君） 6番 三島です。議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私からの今回の一般質問は、大きく2つとなります。各小学校のプールについて、そしてデジタルについてという形で大枠2つの質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

早速質問に入らせていただきますが、各小学校のプールについて。

現在、本市においては小学校の統廃合ということを進められております。今回の新年度予算にも入ってまいりましたが、大和地域の小学校4つを統合するという進められるということであり、今現時点あります北小学校、そちらのほうを増改築されて、そこで4つの学校を一つにして進められたいということでありました。

図面のほうも本新年度予算のほうで出てまいりましたので拝見をしたところ、校舎の増改築または体育館を解体し新しく造られる。その中に、今現時点プールがございましたが、そのプールは廃止をされて解体されるということでありました。

まず、その件について、プールを廃止されるということについての対応をまず一つ伺いたいのと、そして、一緒にほかの学校のプールの整備事業を教えてくださいました。一覧をもらいましたので見せていただきましたら、新しいものは平成20年に建設をされたものがありましたが、一番古いもので昭和45年、その建設のものを今でも使われておると。そして、多くは昭和50年代に造られたプールがたくさんございました。そちらのほうのほかの学校のプールのことについても、今後の整備方針等を一緒にお伺いしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（山川直保君） 三島一貴君の質問に答弁を求めます。

佃教育次長。

○教育次長（佃 良之君） それでは、お答えをさせていただきます。

御承知のように、大和地域の統合小学校につきましては、現在の大和北小学校の施設を活用した整備とし、プールは施設整備時に撤去して、今、三島議員おっしゃったように新たなプールは建設

しないということとしました。

撤去後の水泳授業は、郡上市総合スポーツセンターの屋内プールを使用するという大和地域の小学校統合準備委員会に提案いたしました。

今年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、市内の各小学校では水泳の授業が実施できませんでした。さらに、近年では猛暑によってプールでの授業は熱中症対策を講じて実施しなければならなくなったり、天候や気候に左右されるなど、以前に比べて取扱いが難しくなってきたということでもあります。

その一方で、郡上市総合スポーツセンターは、学習指導要領の内容に応じた指導、泳力レベルに応じた指導など、授業として活用できるいろいろなプログラムが用意されていることから、このような考えに至ったということでございます。

統合準備委員会では、4小学校のPTA会長、やまびこ園の保護者会長にも委員になっていただいているということで、これらの方々に保護者の皆さんのプールに関します意見等を取りまとめていただきました。意見では、スポーツセンターのインストラクターによる指導が受けられるのであれば充実した水泳の授業になる、あるいは夏休みのプール当番は実は負担になっていたというような御意見もあつたり、そのほかに郡上市総合スポーツセンターまでの移動時間が気になる、学校にプールがあつてほしいという気持ちもあるという御意見もありましたが、プール廃止に強く反対をする御意見は少なかったという状況でありました。

ただし、プール廃止に伴って夏休みの総合スポーツセンター利用のための交通手段の確保についての要望がございまして、今後、保護者の御意見を踏まえて検討していかなければならないと思っております。

教育委員会としての今後の小学校プールの運営に係る市全体としての考え方でございますが、1つは、大規模な修繕は行わない。それから、2つ目として、老朽化等によってその学校のプールが使用できなくなった場合は近隣の小学校のプールを使用するか、今申し上げております郡上市総合スポーツセンターを利用するという内容でございます。ただし、隣接する学校までの移動時間あるいは学校から総合スポーツセンターまでの移動時間などを考慮して、中には改修してでもプールを残すべきと判断しなければならない場合もあると考えております。

次に、御質問のありました小学校の水泳の授業における総合スポーツセンターの利用の状況でございますが、よろしいですか。

以上でございます。

(6番議員挙手)

○議長(山川直保君) 三島一貴君。

○6番(三島一貴君) 危なく次の質問を御答弁される所でありますが。

今の現状を聞かさせていただきました。今の答弁を聞いておりますと、プールの授業に対して、水泳授業に対しては縮小していくという判断で聞かさせていただきましたが。

やはり懸念されるのは、今までは学校の施設内にプールがあることによって、プールの授業は気軽にというか、すぐ取り組むことができておりましたが、そういったスポーツセンター等へ向う、近隣のプールへ向うということになりますと、おのずと移動時間等含めると、やはり授業のことを考えるとプールの授業というものは実際減っていつてしまうのではないのかというのは心配をしております。

この郡上市においては、山、川、大自然の中で育った子どもたちが、プールの授業がなく、今、川では危険だから遊ぶなという指示をしておりますが、そうすると大人になっても泳げない子どもたちが、この大自然で育った子どもたちが、えっ泳げないんじゃないかということになってしまうのが大変心配であります。

そのことで、この水泳授業についての基本的な考え方をまずお聞きをしたいと思いますし、同時に、現在、もう、はや市内の学校の中では2校が学校のプールを使用せずにスポーツセンターを利用しているということも聞きました。その学校についてどのような利用になっているのかということをお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（山川直保君） 佃教育次長。

○教育次長（佃 良之君） ほとんどの学校につきましては自校のプールを、先ほど申しましたように今年度は使用できませんでしたが、水泳の授業あるいは夏休みの利用ということを行っております。

今、議員さんおっしゃいました既にスポーツセンターを利用している学校でございますが、小川小学校と三城小学校については両校ともプールが老朽化あるいは故障によって使用できない状況ということでございます。そういうことから、先ほどの補修も踏まえまして、総合スポーツセンターを利用されているわけでございますが。小川小学校は平成30年度から利用しておられます。三城小学校は本年度から利用する予定でありましたけれども、先ほどから申ししておりますようにコロナウイルスの関係で両校とも水泳の授業も行っておりませんし、総合スポーツセンターのプールも利用していないというようなことでございます。

利用方法など、また個々で御説明してよろしいでしょうか。

本年度予定されていた内容でございますが、各両校が予定をされていた利用の内容ですけれども、利用の回数は、小川小学校が、全校一斉です、年間3回、三城小学校が、低学年、中学年、高学年、各40人から50人ということでもありますけれども、その低、中、高に分かれて年間各3回ということでございます。1回の授業時間としましては、1時間30分程度であります。指導内容としましては、先ほど申しましたような学習指導要領に応じた指導をしとっていただけます。指導者は、当然ながら

らスポーツセンターのインストラクターということで、児童10人に対しお一人の方が担当して、技術に応じたグルーピングを行って、発達段階に応じた指導を行っていただいております。

それから、授業の時間帯なんですが、小川小学校のほうはちょっと遠方にあるということで、早めの給食を取って、休憩を取った後に午後バスで移動するという事です。三城小学校は、1時間目からバスで移動というようなことで、それぞれ工夫した時間の活用をされておるといことです。

スポーツセンターを利用することに関する保護者の意見をちょっと紹介させていただきたいと思いますが、三城小学校のほうですけども、実質来年度から予定どおりいけば令和3年度からの運用となりますけれども、専門的な指導を受けられることに関する期待は大きいという声を聞いておりますし、近年の猛暑によって夏休みの水泳授業が行えない状況が続いていたので、屋内プールが利用できるということで反対の意見は出ていないようでございます。

それから、ただ両校とも夏休み中の遊びでの利用、こういうものは予定はされておられません。

以上が、利用状況でございます。

(6番議員挙手)

○議長(山川直保君) 三島一貴君。

○6番(三島一貴君) 聞きますと、縮小をせざるを得ないというか、年に3回プールの授業ということではありますが、年に3回、プール1時間半行ったとして、どれだけ子どもたちが泳げるようになるのか、心配であります。

たしか、ちょっと正確な数字は分かりませんが、うちにも小学生の子どもがおりますので、普通、学校が始まりますとほぼプール道具をいつも持っていったような気は、ちょっと僕も定かじゃないのでごめんなさい、そこはあれですけど、かなりの数をプールの授業やっていると申しますし、今夏休みですと毎日プールへ行っていた感じがいたします。

こうやって各学校にあれば、自分の通っている学校にあれば、通学ということで歩いてでも自転車乗ってでもプールへ行けます。スポーツセンターということだと、もう車もしくはバスでしかいけなくなり、子どもだけでは行けなくなれば、おのずと行かなくなってしまうのではないのか、心配されるようにプールへいけなくなれば泳げなくなっていくのではないのかなという心配は強いところであります。

私も経験上そうですし、保護者の方からの意見も聞いておりますと、先ほど教育次長からの答弁でもありましたが、保護者の方の夏休みのプール当番、これはもう本当に大変だということを知っております。夏休みは保護者が責任を持って子どもたちを見るということで、子どもたちがプールへ来る時間帯をみんなで役割分担をして、この日はあなたのうちでということをやっております。それが、本当に夏休み、子どもにとっては夏休みですけど保護者にとっては夏休みではなくて普通の日でありまして、仕事を休んでプール当番へ行くということで大変だという声はずっと聞いてお

りました。そういったところで、こういったスポーツセンターを利用するというは大変うれしいことだと保護者も思っていると思います。

そんな中で、2番目の質問にさせていただきますが。

そんなことも含めて、どうも縮小していくということでございますが、単刀直入に、この郡上市北部、白鳥地域に屋内プールの建設は検討できないかという質問をさせていただきたいと思います。

今まで前段階での質問を聞かせていただきまして、学校にはプールをなくしていく方向だと、子どもたちがプールに行きにくくなる状態だということです。

あと、プールはスポーツセンター、今、八幡のスポーツセンター含めて、市民の体力の向上と健康促進、それも含めたものとなっております。そんな中で、子どもたちも通える、そして保護者にも負担が少なく、そうすれば郡上北部の例えば白鳥ももちろんですし、高鷲地域または大和地域、そちらの方は元郡上市北部のプールへ行く、またそして八幡、美並、明宝、和良の方たちは今のスポーツセンターへ行くというような形で、その行く時間の短縮にもなっていくのではないかということで、この北部にプールの建設は必要じゃないのかなということで今回質問をさせていただきます。

今、公共施設適正配置計画でこの白鳥地域には白鳥体育館、また第2町体、そして白鳥の格技場、こういったものがございまして、適正配置計画の案の中に上がっておりまして、こちらは今後検討していかなければいけない、そんなことでの話であります。どうか、このプールの建設をこの計画の中に当てはめていただきまして、例えばプールと併用した体育館の建設もしくは今の体育館を廃止して新たに建てるのであれば、今の場所に新しく屋内プールの建設とか、いろんな案をまだまだ考える余地があると思います。

市民のため、子どものために、どうかこの計画を進めていただきたいと思いますが、このことに対して質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（山川直保君） 佃教育次長。

○教育次長（佃 良之君） 御質問が郡上市総合スポーツセンターにあるようなプールの整備ということでございますので、初めにスポーツセンターのちょっと利用状況から御報告したいと思います。

令和元年度のプールの利用状況ですけれども、月平均で高校生以上の一般登録者が約600人、生後6か月から中学生までのスイミングスクール会員が約650人となっております。

そして、ジムやエクササイズスタジオなどプール以外の施設も含めたスポーツセンター全体におけるビジター登録利用者、スクールを合わせた令和元年度の地域別の利用人数の割合は、地元の八幡は多いんですけれども、八幡が63.7%、大和10.4%、白鳥10.2%、高鷲1.2%、美並8.0%、明宝2.0%、和良0.7%、その他3.8%となっております。令和元年度の状況は、先ほども申しましたように地元の八幡が最も多いですけれども、次いで大和、白鳥の約10%という順になっております。

子どもたちの夏休みのプール利用にも関係してきますので、ここで小学生のいわゆる授業以外と見ますか、生活の中でのプールの利用状況を見ますと、実はスイミングスクールの登録者が小学生全体で500人、市全体でおられます。これは、市全体の市の児童の約4分の1の数に当たるといふことになります。そして、この児童の利用割合を地域単位で見ると、その地域の中の利用人数割る地域の児童数ということですが、八幡37%、大和24%、白鳥19%、高鷲15%、美並24%、明宝26%、和良はちょっと今実績がございませんが、おおむねその地域の3分の1から5分の1の児童がスポーツセンターのスイミングスクールを利用しているということになります。

小学校の水泳の授業で利用するに当たっては、スポーツセンターの指定管理者からは、市内全児童の水泳授業の受入れは1年を通じて行えば可能であるということは聞いております。ただ、高鷲町ですとか白鳥町から移動には時間かかるということで、授業時間の確保の仕方についての課題はあると思っています。

それと、白鳥体育館についての検討方針は、議員御指摘のとおりでございまして、屋内プールを併設できないかというような御提案でございました。いろいろ今後この公共施設適正配置計画に基づいて、スケジュールに基づきこの検討を進めていくわけでございますが、これまでお話ししたようなことを踏まえまして、市内の屋内プールについての現時点での考え方を述べさせていただきたいと思っております。

郡上市総合スポーツセンターですけども、本市の健康、文化、交流及びスポーツ振興の拠点施設として位置づけている基幹体育館ということで、その存在価値は私どもも高いものというふうに考えております。こういうことから、公共施設適正配置計画では、機能、施設とも継続をすることとなっております。指定管理者によっていろいろな利用者数や利用の便宜を向上させるための様々な企画、独自企画を交えた管理運営を行っていただく一方で、施設の維持管理費として、やっぱり施設規模も大きいことから、毎年一定の多額の指定管理料を出しているということも事実でございます。

これらのことですとか、先ほど申しましたように、総合スポーツセンターは大和や地域といった北部地域からの御利用も、遠いということを思いながら利用しとっていただくんかもしれませんが、大和や白鳥といった地域からも一定数の利用があること、そして学校の授業や夏休みにおける子どもたちのプール利用についても、前の御質問の中で回答したような考え方であること。また、新たな屋内プールを建設するには相応の費用を要することなどから、まずは総合スポーツセンターを利用させていただくこととし、あわせて指定管理者とも相談しながらさらに利用増進が図られるような方策を検討したいと思っております。

なお、高鷲地域には民間企業の保養所の中に温水プールが整備されております。御承知かと思いますが、現在は、新型コロナウイルス感染症の関係で閉鎖されておりますが、通常は4月から

8月までという期間限定ではございますけども、一般利用も可能であるということですので、御利用いただければというふうに思います。

以上です。

(6番議員挙手)

○議長(山川直保君) 三島一貴君。

○6番(三島一貴君) 答弁を聞いておりますと、前向きではないのかなんてことを今思いながら聞いておりました。

本市において、白鳥においては大変その地域にゆかりのある水泳選手、池江璃花子さんがございます。我が本市から池江璃花子さんのようなすごい選手が生まれることを期待するような形で、プールに対して、水泳に対して力を入れていただきたい、そんなことを強く思いますし、今の答弁聞いておりますと、今のところはプールの建設はあまり考えられないような感じで捉えましたが、ないものをしていただくということは我々の仕事でもないのかなと思います。どうか前向きに考えていただきまして、この北部にプールの建設をどうか進めていただけるようなことを考えて進めていっていただきたいと思います。

続きまして、これで、1番の質問を終わらしまして、2番の質問に入らせていただきます。デジタルについてという形でございます。

国のほうにおかれましては、デジタル庁というものを創設いたしまして、今年の9月に進めていきたいということで方針を進められております。デジタルと言っても幅広くいろんなことがあります。そのことに対しては様々なことありますが、この、今日は、質問に限っては、このデジタルをキーワードとしまして、この中で2つほど質問をさせていただきたいと思います。

1つ目は、デジタルアーカイブへの取組はということになります。

私、今、文教民生常任委員会に所属しておりますと、昨年、郡上市歴史資料館へ視察へ行ってきました。委員会で見学に行かさせていただきました。市内の歴史資料の収集、調査、保存を目的に整備されたこの資料館でありました。中を見させていただきまして、いろんな話を聞きましたら、デジタル化を進めているということで、デジタル機器を用いて紙媒体、写真等を一生懸命スキャナーで撮ったりして、デジタル化をしておりました。話を聞いておりますと、もう膨大な資料がありまして、もういつできるか、いつ整備、全部がデジタル化できるか、もう見当もつかないような口ぶりでスタッフの方が話されておりました。

まだまだ本当にこの市内においてではそういった紙媒体のものとかが数たくさんあるということで、こういったものはどんどん劣化していきます。また、ビデオテープとかそういったものももう機械がなくなって見ることもできなくなっていくということで、本当にこのデジタル化というものは大変重要だと考えております。

今、白鳥の拝殿踊りが国の調査が入りましていろいろと調査をされておりますが、ここでもお話を聞いておりましたら、古い写真やら古い映像等も探しておると。なかなか地域になくて苦勞をしているという話も聞いております。やはりこういったことも含めて、今の残っているものをとにかくデジタル化するということは大事じゃないのかということをおもってございまして、今日質問させていただきます。

今、市としてこのデジタルアーカイブについてどのような取組をしてどのような形でやっておるかということをお聞きしたいとともに、この質問を考えるに当たって、いま一度歴史資料館のことを調べようと思って、僕、家でパソコンをたたいてホームページを探したら、何と公式ホームページがないんです。郡上市の公式ホームページの1ページの中に歴史資料館の紹介がありました。やはり市民への周知ということですし、こういった立派な施設あるということをしつかりとPRするに当たっても、ぜひ公式ホームページをつくってPRすることも必要だと思いますし、また今後このデジタルアーカイブしたものを公開するに当たっても、こういったホームページというものは必要だと思いますが、そういったものもどのようにして考えているかということと一緒に聞きしたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（山川直保君） 佃教育次長。

○教育次長（佃 良之君） 郡上市歴史資料館のデジタル化につきましてですが、この歴史資料館が開館する以前は、古文書などはスキャナーやデジタルカメラによる読み取りによってデジタル化し、保存を行っておりました。しかし、本格的な機材を使用していたわけではないことから、全ての資料をデジタル化することはできませんでした。

平成30年に開館した歴史資料館においては、デジタル保存するための専用の機材、やはりスキャナーとかデジタルカメラですけれども、こういうものを整備して、先ほど三島議員さんも視察されたということでしたが、寄贈や寄託された資料でデジタル化が必要なものや調査によって収集した歴史資料についてデジタル化の作業を行っております。

そのほか、オープンリール——録音用のテープを巻いたリールですが——やカセットテープなどの音源、8ミリ及び16ミリテープ、VHSビデオ等の、デジタル化するために専門的な機材が必要な資料については業者委託によってデジタル化を進めております。

また、近年、教育委員会が実施しております城跡の石垣調査、史跡の試掘調査、先ほど白鳥の拝殿踊りのことも触れられましたが、民俗芸能調査等で得られた測量、写真、音声等の資料に加え、報告書のデータの多くはデジタルデータとして保存し蓄積をしております。蓄積したデータは、CD、DVD、ブルーレイディスクなどにより保存しまして、最終的には市管理のハードディスクに保存するようにしております。

アーカイブの構築につきましてですが、今年度、令和2年度事業としまして、これまでにデジタ

ル化したデータをウェブ上で公開するための準備を現在進めております。アーカイブのシステムの構築と管理につきましては、業者に委託して行っているところでございます。

今年度のアーカイブ事業では、過去に市内を撮影した写真のガラス看板ですとか絵はがき書、絵図等のデジタルデータのアップを予定しております。

今後も、資料館等でデジタル化したデータを毎年少しずつではありますけれども、ウェブ上で公開したいというふうに考えております。

それから、歴史資料館の公式ホームページの件ですが、整備がされていないという御指摘でございますけれども、今回構築するアーカイブのシステムと郡上市ホームページに掲載されている郡上市歴史資料館のページをリンクするようにまず整備しまして、歴史資料館の基本的な情報を提供できるようにしていきたいと考えております。それから、ホームページの内容については、施設の紹介だけではなくて、資料の寄贈や寄託などの情報を提供できるようにするなど、今後充実を図ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(6番議員挙手)

○議長(山川直保君) 三島一貴君。

○6番(三島一貴君) デジタルアーカイブすることによって、すごいメリットがございます。今、膨大な資料、資料館、大きな建物になりましたよね。物を保管するためにあれだけの施設になってしまいます。デジタル化することによって、いわゆるハードディスク、いわゆるサーバー等に保存することによって、もう建物が要らなくなるんです、デジタル化することによって。まず、そういった形でスペースの確保ができるということになりますし。

とにかくデジタルにすることによって、検索ができるようになるんです。今、紙資料等で、行政文書でもそうですけど、紙資料で残しておりますよね。あの日のあの文章を、議事録をどうのと言ったときに、その倉庫へ行ってダンボールをひっくり上げてファイルの中から手作業で探さなあかんですけど、デジタル化することによって、キーワードをつけてデジタルにしとけば、パソコンの前に行って検索文字を入れれば瞬時に出てくるということで、大変そういったことでデジタルということに対してはすごく便利なことになっていきます。どうか、そういったこと、時代に乗っていただきまして、積極的に進めていただければと思います。

続きまして、(2)番の電子クーポン等の取組ということでお聞きをしたいと思います。

国がこのコロナの対策に基づいてGo To トラベルキャンペーンを行いましたときに地域共通クーポンというものを発行されました。クーポン券を紙で発行するのと電子で発行する2パターンを出して進められました。

今、本市においては郡上市プレミアム商品券または郡上市共通商品券を発行しておりますが、全て紙媒体での発行となっております。単純に、この辺りを今後電子クーポン等に取り組をしていくつ

もりはあるのかということ質問させていただきたいと思いますが。

電子クーポンになることによって、いろいろなメリットがあります。その前に、デメリットとして、必ず皆さんにお話すると、使えない人はどうするんだ、そういったことを必ずと言われます。もちろんそれは大きな課題であります。電子クーポンになりますと、手持ちのスマートフォンを使って、パソコン等を使って、また決済はクレジットカード等を使って決済をするということで、今の最新技術を使った利用方法になることによって、使える使えないというところがあつて、使えない方はどうなるんだということでもあります。

しかしながら、ちょうど今朝方、僕ここ来る前に、この質問の復習をしようと思つて、パソコンで電子クーポンだったかな、デジタルと打つたら、ちょっとした面白い記事が出てきまして、もうシニアの方で、しまった印刷してくれば良かったですね、8割ぐらいがもうスマートフォンを使っていることをされているというような情報が出てきました。ただ、その8割は500人ぐらいのアンケートの結果ということだったので、ちょっとデータの示すほどのものではないかなと思つてあえて今日用意してこなかったんですが、そんな情報もあつて。

今日、本当はこの議場で、僕、アンケートというか、挙手してもらおうかなと思つたんですけど、ちょっと今日は人数が少ないので、寂しいと僕も立場がなくなってしまうのでませんが、スマートフォンは多分皆さんお持ちですけど、電子決済、いわゆるスマホで支払うことを結構皆さん今やっておるんです。

いろいろとまちでお話を聞いていますと、結構高齢者の方も普通にスマートフォンで決済されて買い物をされておるんです。また、郡上市内の店舗もそういった電子決済をできる店舗がすごく増えてきております。

そんなことで、その使える使えないという話は、すぐはできんと思いますが、今後解消されていく問題ではないのかなということを含めて質問させていただきますが。

電子クーポンになることによる一番のメリットは、まずはいろいろな事務軽減とかそういった軽減があります。オンラインで販売することによって、販売する人の軽減、今ですと郡上市プレミアム商品券は各振興事務所に窓口をつくって商工会に委託をして商工会の職員が販売しておりますけど、電子クーポンの場合はもうその窓口へ行かずに手持ちのスマホでどこでも誰でも使える人がその場で買えるものですから、まずそういった窓口業務が減ります。また、電子クーポンになることによって紙への印刷が減ります。そして、その紙の在庫管理も必要なくなります。

今、商工会に聞きましたら、プレミアム商品券等を発行した後は、追跡調査も含めて、買うときに窓口へ行って身分証明を出して、申込書を書いてもらうんですって。紙に書いてもらって、そしてプレミアム商品券を販売するんですけど、商工会の事務作業として追跡調査のために、その後その申込書を全てデータ化するんですって。名前、住所とかそういったものをデータ化して、パソコ

ンで事務の人たちが手作業で全てを打ち込む、データ化をする作業をしておるそうです。オンラインで販売をすれば、それは全てデータベース化されますので、もう誰もパソコンを打たなくてもスマートフォンで買った人がもうデータを送るものですから、それは自動的にデータベースされて、もうそんな手で打つようなことは必要なく、そしてリアルタイムに、今どれだけ売れているかとか、どなたに売れているかとか、そんなことも調べることはできます。

また、今度利用店舗の話ですが、今ですとプレミアム商品券を使われたお店は、その方は店舗で在庫をしておいてある程度まとまったら振興事務所のときにやっている。白鳥ですと毎週木曜日、振興事務所で商工会が窓口でやっていますので、そこまで持って行って換金をするんですけど、その場で集計してもらって1か月後、プレミアム商品券はちょっと早かったのかな、1か月後とかに入金されるというような仕組みになっておりますが。このオンラインで電子クーポンになれば、そういった店舗が商工会に伺わなくても、もう全て自動で分かりますので、大手の電子決済のところは、例えば今日使われた人は、もう次の日に大手は振り込んで頂きます。店舗には。だから、そういったお金が後から入ってくるような仕組みももう今結構解消されておいて、すごいサイクルが早く助かっているという声も聞いております。

そんな形で、電子クーポンをこういったことに対して大変便利なものになっていると思いますが、市としては今現在このようなことはどう考えてみえるか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（山川直保君） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行君） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

電子クーポンにつきましては、インターネット上で掲載されているクーポン情報を印刷や提示を店舗で行いまして特典が受けられるサービスでありまして、スマートフォンの普及により、議員言われるとおりの電子クーポンの活用も最近多くなってきております。

市では、これまで販売をしてきましたプレミアム商品券は、御承知のとおり紙媒体で行っているところでございます。全国的には電子的なプレミアム商品券に取り組んでいる事例というものは少ないというふうには聞いているところではございますが、メリットといたしましては、議員言われるとおりの、換金とか精算の省力化、データ収集の省力化などが考えられまして、誰がいつどこで幾ら利用されたかなど、そのデータが簡単に集積ができます。

一方、デメリットといたしましては、高齢者が利用するには使いづらい、やり方が分かりづらいというようなこと、議員のお話ではそうでもないというようなこともございますが、とか、導入に当たっては各店舗に機器が必要になることなどの初期投資という問題が挙げられると思います。

今後、この電子決済サービスなどが普及していくことで、電子クーポン事業にも波及していくことと思っておりますので、先進的に取り組んでいる事例などを参考にしながら、議員からの御提案も含めて研究していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

(6番議員挙手)

○議長(山川直保君) 三島一貴君。

○6番(三島一貴君) この件を一般質問で考えていたときに、ある方から教えてもらいました。

山形県の山形市をちょっと調べてください。山形市プレミアム観光券というものを発行されているそうです。5,000円で1万円の商品券を電子クーポン発行して、これは観光券ですので観光客、誰でも買えるそうです。そういった形でこのコロナ対策でやられたそうです。それも、現金での販売はしません。全てスマートフォンでの電子クーポンのみということで、それで各店舗で購入、店舗のどこに行くかという知らせがあつて、例えば観光客として行ったときにその店舗で見てそこでリアルタイムに買って、すぐ電子クーポンにしてすぐその場で使えるというようなシステムをやっているということで、僕もホームページで確認しました。今ちょっと止まっている、その販売はしていないようですが、そのことはまだホームページで紹介されておりました。またそれもすごくいいことだな、この郡上市においても観光立市を旗揚げしている中で必要なのかななんてことも少し思ってみせていただきました。

やはり、いきなりこれを紙から電子クーポンに代えることは無理だと思います。最初のうちは併用して、紙は紙、電子クーポンもと併用するようなことも必要だと思っておりますし、何よりこの電子クーポンのシステム構築をしていただきたいと思います。このシステム構築を市内全てになれば、いろんなことに使えてくると思うんです。やはり地域通貨ということで、この地域内循環をできるようなものにもできていくというような、この電子クーポンを使えるシステムを市内に構築すれば、今後様々な取組がしていけると思います。

そんなことで、地域での消費を促進するようなことも含めて、こういった電子クーポンというのはやはり大切なことだと思っております。こういったデジタルということは難しいなということで、やめるのではなくて積極的に進めていっていただいて、勉強していただければと思います。

時間になりましたので、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(山川直保君) 以上で、三島一貴君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長(山川直保君) 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

(午後 3時20分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 山 川 直 保

郡上市議会議員 清 水 敏 夫

郡上市議会議員 美谷添 生

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員